

令和6年度 全国こども政策主管課長会議

## 保育政策課

こども家庭庁成育局  
保育政策課長 栗原 正明

# 《 目 次 》

- I. 保育政策の新たな方向性について
- II. 保育提供体制の確保について
- III. 公定価格関係について
  - 1. 保育士の処遇改善について
  - 2. 職員配置基準の改善について
  - 3. 公定価格の改善について
  - 4. 保育所等における継続的な経営情報の見える化について
- IV. こども誰でも通園制度について
- V. 多様なニーズに対応した保育の充実等について
- VI. 保育DXについて
  - 1. 保育所等におけるICT環境整備
  - 2. 保育業務・保活の基盤整備
  - 3. 就労証明書の項目の統一化・オンライン化
  - 4. 保育ICTのロールモデル創出
  - 5. 子ども・子育て支援システム等
- VII. 保育人材の確保、保育の現場・職業の魅力向上について
- VIII. 令和7年度予算案における事業等の拡充・見直しについて
- IX. 児童福祉法等の一部改正関係について
  - 1. 保育所等における虐待の通報義務等について
  - 2. 3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業の創設について
  - 3. 保育士・保育所支援センターの法定化について
- X. 制度見直し（経過措置への対応）について
- XI. その他について

# I . 保育政策の新たな方向性について

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが  
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



## 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン  
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン  
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン  
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】  
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)  
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

### 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

#### ○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

#### ○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

#### ○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

#### ○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

### 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

#### ○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備 ・円滑な運用や利用の促進 等

#### ○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

#### ○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

### 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

#### ○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善 ・経営情報の見える化の推進 等

#### ○保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進 ・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

#### ○働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等

#### ○新規資格取得と就労の促進

- ・資格取得や就業継続の支援の充実 等

#### ○離職者の再就職・職場復帰の促進

- ・保育士・保育所支援者の機能強化 等

#### ○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める **【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】**

主な施策	具体的な取組
<p>(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保</p>	<p>①地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策 ○地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保する。 ・各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備や取組への支援（施設整備の補助率の高上げ、年度途中入所の調整に必要な職員の配置支援等）※ ・待機児童発生自治体に対する国による個別のヒアリング・対策に係る助言援助 ・待機児童対策協議会を活用した支援 等</p> <p>②人口減少地域における保育機能の確保・強化 ○地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める。 ・各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な統廃合や多機能化等の取組への支援（施設整備の補助率の高上げ）※ ・人口減少に対応した公定価格 ※ ・地域の実情に応じた多機能化等の取組の促進 ※ ・必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備 等</p> <p>③公定価格における地域区分の見直し（令和6年人事院勧告を踏まえた対応について、他の社会保障分野の動向等も踏まえながら検討）</p>
<p>(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）</p>	<p>○保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育の提供体制の強化を進める。 ・4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進 ・1歳児の職員配置の改善 ※ ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等</p>
<p>(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保</p>	<p>○保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進めるとともに、虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の質の確保・向上と安全性の確保を図る。 <b>【保育の質の確保・向上】</b> ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進 ※ ・巡回支援の推進 ※ ・保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進 ・保育士等の養成や研修の充実 ※ ・第三者評価等による質の評価・改善の推進 ・効率的・効果的な指導監査の推進 ※ 等 <b>【安全性の確保】</b> ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化（法整備、調査研究や事案分析を通じたガイドラインの充実等） ・性暴力防止の対策推進（こども性暴力防止法施行に向けた対応の推進、研修の充実等）※ ・事故等の防止・対応の強化（安全計画の作成・運用の徹底、研修や啓発の充実、テクノロジーの活用推進等） ・保育所等における防災機能・対策の強化 ※ 等</p>

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

主な施策	具体的な取組
(1) こども誰でも通園制度の推進	<p>○「こども誰でも通園制度」について、令和7年度に制度化（地域子ども・子育て支援事業として各自治体の判断で実施）、令和8年度に給付化（全自治体で実施）し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度の給付化に向けた制度の構築、自治体支援等</li> <li>・実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援 ※</li> <li>・新たな研修内容・研修ツールを構築・作成し、人材育成を推進</li> <li>・障害児・医療的ケア児、要支援児童への対応</li> <li>・制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及</li> <li>・制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用 ※ 等</li> </ul>
(2) 多様なニーズに対応した保育の充実	<p>○障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化や病児保育等の充実を図り、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職の活用や児童発達支援センター等との連携等により保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進</li> <li>・併行通園の場合の障害児支援（児童発達支援事業所等）との連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進</li> <li>・医療的ケア児の受入れや保育の充実 ※</li> <li>・異なる文化的背景を持つこどもへの支援</li> <li>・病児保育、延長保育、一時預かり等の支援等の充実 ※ 等</li> </ul>
(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進	<p>○関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等の利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策等を進め、地域全体でこども・子育て家庭を応援・支援していく環境を整備する。</p> <p>【家族支援や地域のこども・子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用児童の家族への養育支援や相談支援の推進</li> <li>・地域のこどもや子育て家庭への支援の推進</li> <li>・要支援児童への対応強化</li> <li>・こどもの居場所づくりの推進 ※ 等</li> </ul> <p>【「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・普及啓発、地域コーディネーター養成 ※</li> <li>・「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究の推進 等</li> </ul>

### 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

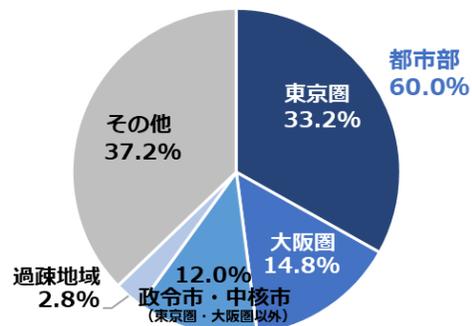
主な施策	具体的な取組
(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善	<p>○民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所・幼稚園等におけるモデル賃金や人件費比率等の見える化を進め、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間給与動向等を踏まえた処遇改善 ※</li> <li>・処遇改善等加算の一本化と活用促進 ※</li> <li>・各保育所等の経営情報の継続的な見える化の推進 ※ 等</li> </ul>
(2) 保育人材の確保のための総合的な対策	<p>①働きやすい職場環境づくり</p> <p>○保育現場の体制やサポートを充実するとともに、テクノロジーも活用しながら業務改善を進め、人材の参入や就労継続、保育の質の確保・向上につながる、働きやすい職場環境を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育補助者や保育支援者等の配置による体制の充実 ※</li> <li>・巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートの充実 ※</li> <li>・休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進 ・テクノロジーの活用による業務改善の推進（後掲） 等</li> </ul> <p>②新規資格取得と就労の促進</p> <p>○保育士資格の新規取得や就業継続の支援の充実を図り、人材の参入や就労の継続を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定保育士養成施設への修学支援と保育所への就職促進 ※</li> <li>・保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援 ・地域限定保育士制度の一般制度化の検討</li> <li>・保育士養成課程の充実 ・保育士の登録に係るオンライン手続き化 等</li> </ul> <p>③離職者の再就職・職場復帰の促進</p> <p>○離職者の再就職や職場復帰の支援の充実を図り、潜在保育士が再び保育現場で活躍できる環境整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士・保育所支援センターの機能強化 ※</li> <li>・再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等）</li> <li>・潜在保育士の段階的な職場復帰支援 ・求人・求職の適切な環境の整備 等</li> </ul>
(3) 保育の現場・職業の魅力発信	<p>○保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめ国民の理解を深め、保育人材の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信</li> <li>・多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会の開催等）</li> <li>・自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援 等</li> </ul>
(4) 保育DXの推進による業務改善	<p>○各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の向上に取り組むことができる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育現場における保育ICT（計画/記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュ決済）や、こどもの安全対策に資する設備等の導入推進 ※</li> <li>・給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現（保育業務施設管理プラットフォームの構築と活用推進）※</li> <li>・保活ワンストップの実現（保活情報連携基盤の構築と活用推進/就労証明書のデジタル化）※</li> <li>・保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備（①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発、をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」の実施）※</li> <li>・こども誰でも通園制度の利用に係るシステムの構築・運用（再掲） 等</li> </ul>

## Ⅱ．保育提供体制の確保について

## 現状・課題等

- 「新子育て安心プラン」（令和3年度～令和6年度末）等による保育の受け皿整備等の待機児童対策を進め、待機児童数はピークであった平成29年の26,081人から令和6年は2,567人まで減少（各4月1日時点）
- 待機児童は都市部を中心に生じているが、保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、より待機児童を減少させるためには自治体及び国において地域の現状や課題を丁寧に分析し対応していくことが重要

### ○待機児童の6割が都市部で発生



※東京圏、大阪圏に所在する過疎市町村は過疎地域に計上

### ○待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R6年度	1,524	211	4	2
	87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
対前年	14	▲14	▲2	2
R5年度	1,510	225	6	0

## 令和7年度以降の対応等

### 取組の方向性

地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保



#### ✓対応のポイント

- 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援

### 【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援例）※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・整備費・改修費の国庫補助率の嵩上げ
- ・年度途中入所の調整に必要な職員の配置の支援（入園予約制）
- ・入所先が決まるまで待機児童を緊急的に預かる取組の支援 等

### 【国による個別ヒアリング・対策に係る助言援助】

- 引き続き、4月1日時点の自治体ごとの待機児童の状況を調査するとともに、地域の課題を丁寧に把握するため、待機児童の多い自治体等へのヒアリングを実施し、対策について助言援助  
（参考）令和6年度ヒアリング実施：12都府県32自治体

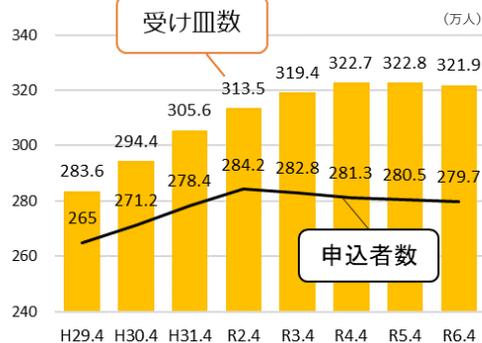
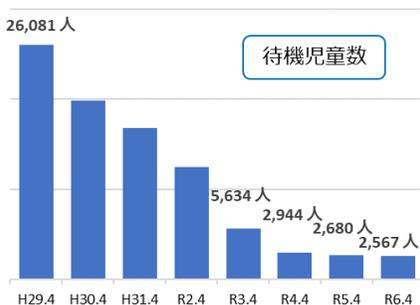
### 【待機児童対策協議会を活用した支援】

- 協議会において受け皿整備や保育人材の確保等に関するKPIを設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体に対して、引き続き広域利用調整などの協議会の取組や先駆的取組等を支援



- 待機児童問題を早期に解消する  
【待機児童数50名以上の自治体数：0自治体（令和8年度）】

### ○待機児童数・保育の受け皿数等の推移



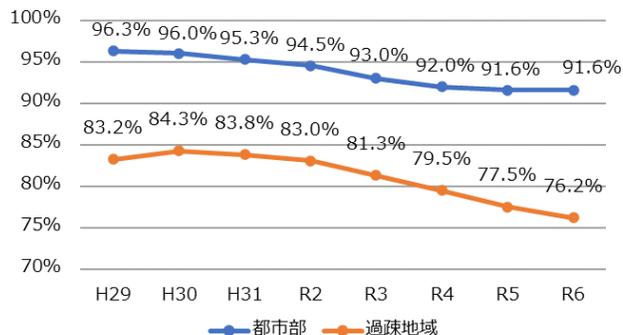
※出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

# 1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策

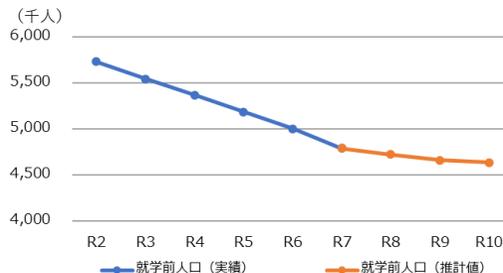
## 現状・課題等

- 受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況
- 定員充足率が下がることで、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある
- 人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要
- また、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要

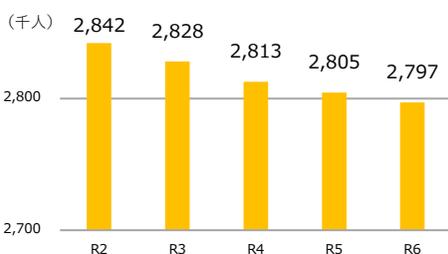
### ○過疎地域においては定員充足率の低下は顕著



### ○就学前人口の推移（全国計）



### ○利用児童数の推移（全国計）



※定員充足率、保育ニーズ：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）  
就学前人口（実績）：人口推計（総務省統計局）  
就学前人口（推計値）：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

## 令和7年度以降の対応等

### 取組の方向性

地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める



#### ✓対応のポイント

- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援
- 多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備

### 【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援内容） ※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・過疎地域における多機能化や統廃合にかかる整備・改修費用の国庫補助率の嵩上げ

### 【人口減少に対応した公定価格】

- 定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組む

### 【地域の実情に応じた多機能化等の取組の推進】

- 過疎地域にある保育所等における多機能的な取組について支援するとともに、多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業を実施【R6補正】
- 先行事例を踏まえた、各地域の現状や課題に応じた取組の推進

### 【小規模保育の充実】

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする【法律改正・できるだけ早期に】

### 【必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備】

- 「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成【R7】



○人口減少に対する自治体の計画的な取組を国が支援する体制の構築  
【計画的に多機能化に取り組む自治体数：100自治体（令和8年度）】

**地域の課題に対応した財政支援**

● 「新子育て安心プラン」に基づく実施計画の採択や「待機児童解消に向けて緊急に対応する取組」により実施する財政支援について、「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、支援の内容及びその採択要件の見直しを行う。

**採択分類・採択対象**

**【認可保育所等（※1）】**

**1. 待機児童対策（※2）**

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村

【1.②～⑦の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

**2. 人口減少対策**

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

**3. 地域の課題に応じた対策**

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。
- ※2 令和7年度当初予算においては経過措置として従前の採択要件により実施計画を提出する市区町村も対象とする。
- ※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和11年度末までは経過措置として補助の対象とする。
- ※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

**【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】**

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業 安心こども基金（整備・改修）	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の 高上げ（※5） （1/2→2/3）
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件
⑥認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑦幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。

**【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】**

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の高上げ（1/2→2/3）

**【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】**

項目	内容
①保育士宿舍借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

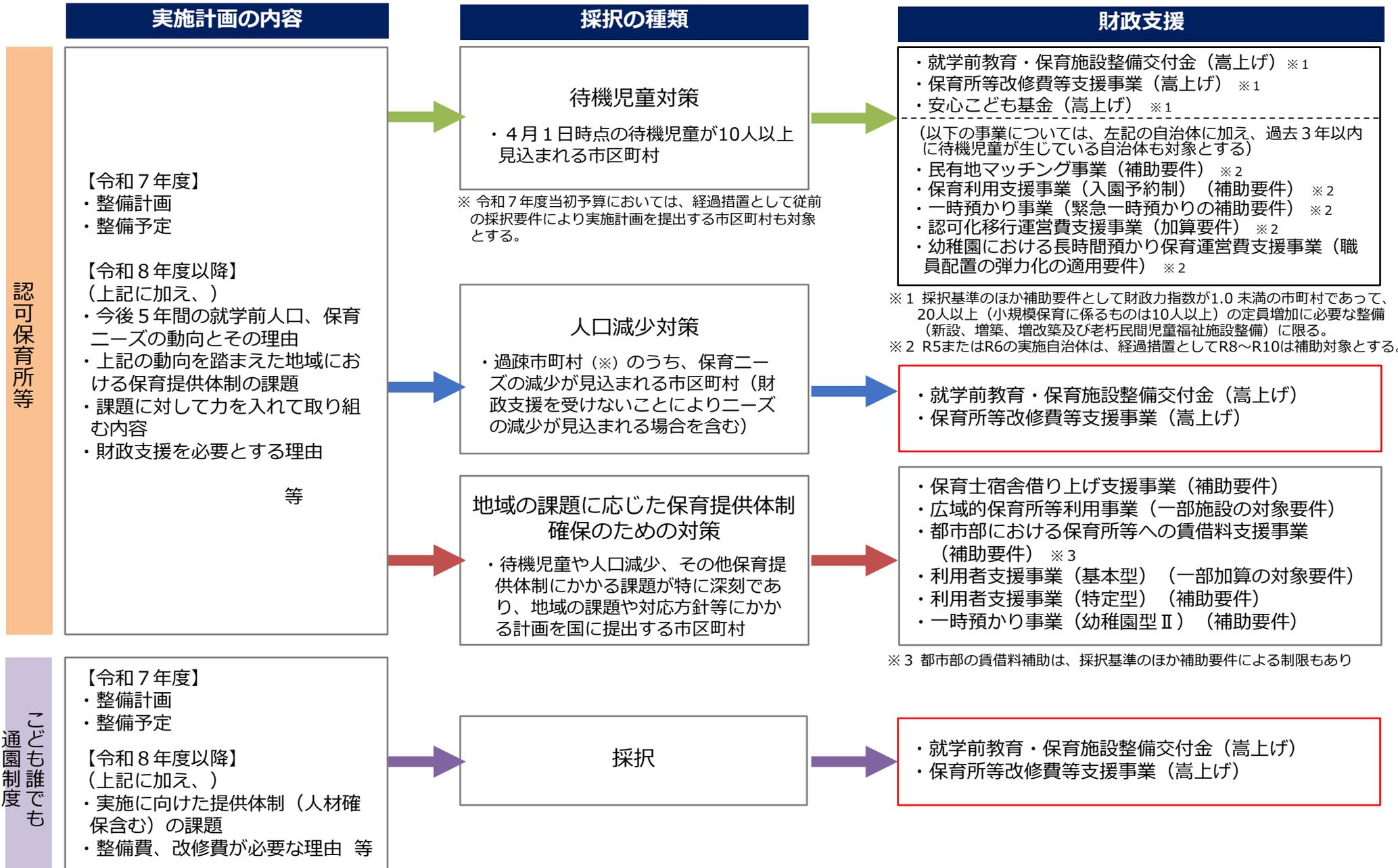
**【こども誰でも通園制度】**

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の高上げ（1/2→2/3）

※ 「新子育て安心プラン実施計画」の採択等による就学前教育・保育施設整備交付金、保育所等改修費等支援事業及び保育補助者雇上強化事業の補助単価の高上げ、都市部における保育所等に対する賃借料支援事業のうち建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合の補助、保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業）の補助及び子ども・子育て支援整備交付金における放課後児童クラブの整備にかかる国庫補助率の高上げは廃止する。

# 「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択スキーム



※ 過疎市町村：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第1号）に基づく、全部過疎市町村、一部過疎を有する市町村及びびみなし過疎市町村

※ 令和8年度以降、計画の提出にあたっては、地方版子ども・子育て会議等の承認を得ることを要するものとする（事後の承認を含む）。

※ 令和8年度以降の運用の変更時期については、令和7年度中に前倒しとなる可能性があることに留意すること。

# 「保育提供体制の確保のための実施計画」及び「保育所等利用待機児童数調査」 の実施について(周知・依頼)

## ○ 令和7年度の作業スケジュールについて

- 「保育提供体制の確保のための実施計画」及び「保育所等利用待機児童数調査」にかかる令和7年度のご提出については、以下のスケジュールで策定依頼をする予定です。期限までの提出にご協力をお願いいたします。

### 【作業スケジュール】

各市区町村への依頼 : 令和7年3月中旬  
こども家庭庁への提出期限 : 令和7年5月上旬

- また、例年、待機児童待機児童が発生している市町村に対して、その要因や対策等についてのヒアリングを行っているところですが、令和7年度においても引き続き、地域の抱える課題の把握や取組状況のフォローアップ等のために市町村ヒアリングを実施予定です。

## ○ 「保育提供の体制確保のための実施計画」策定における留意点

- 令和7年度の実施計画については、第3期子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」を前提としつつ、就学前児童数や出生数の動向や女性の就業率の上昇、保育所申込率等にも十分留意しながら保育ニーズに適切に対応できるよう、実態を踏まえた計画の作成をお願いいたします。

令和7年度予算案 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円 (245億円)

※ ( ) 内は前年度当初予算額

### 事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

### 事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
  - ・ 保育所整備事業
  - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
  - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
  - ・ 公立認定こども園整備事業
  - ・ 小規模保育整備事業
  - ・ 防音壁整備事業
  - ・ 防犯対策強化整備事業
  - ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

### 実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村  
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【対象施設】 保育所、幼稚園(認定こども園への移行に伴うもの)、認定こども園、小規模保育施設  
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施事業所 等  
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

#### 【補助割合】

(私立) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4  
国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う(1/2→2/3) ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む)

(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)

(公立) 原則国1/3、設置者(市区町村)2/3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4 (公立) 国2/3、設置者(市区町村)1/3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策(9.4億円)

## 事業の目的

- 過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、過疎地域にある保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。

## 事業の概要

### 【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

### 【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）

### 【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。  
※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

### 【対象経費】

- 自治体における検討会開催や報告書作成に要する費用
- 取組に対する指導・助言や、事業者同士の連携等を行うコーディネーターを自治体に配置する費用
- 施設における取組に対する人件費や物品購入等の事業費等  
※ 既存の国庫補助事業や営利目的の取組にかかる事業経費は補助の対象外とする。

### 【自治体における検証】

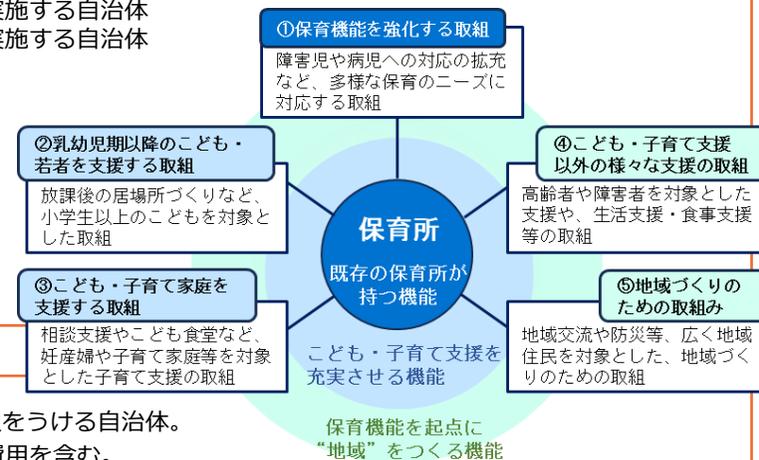
- 実施自治体は、検討会等を開催し、対象施設の選定や具体的な取組内容、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行い、報告書を作成する。
- また、自治体の計画等において当該施設の存続について言及がされているなど、当該施設の必要性について自治体全体で意思決定を行うこと。

### 【対象となる取組】

- ① 保育機能を強化する取組
- ② 乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
- ③ こども・子育て家庭を支援する取組
- ④ こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
- ⑤ 地域づくりのための取組

※ 採択にあたっては以下の自治体を優先する。

- ・ ④⑤の取組を実施する自治体
- ・ 複数の取組を実施する自治体



## 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可）

【補助基準額】 一般型：1自治体あたり 10,000千円

被災地型：1自治体あたり 15,000千円

【補助割合】 国：3/4、市区町村：1/4

※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

また、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

## Ⅲ. 公定価格関係について

# 1. 保育士の処遇改善について



# 3.(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

## 現状・課題等

- 保育士等の処遇改善については、これまで人事院勧告を踏まえた改善や累次の加算措置を講じてきており、令和6年度は、公定価格の保育士等の人件費について過去最大の10.7%の改善を補正予算に計上
- 引き続き、こども未来戦略（加速化プラン）を踏まえた更なる処遇改善や費用の使途の見える化の取組が求められている

## 令和7年度以降の対応等

### 取組の方向性

民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所等のモデル賃金や人件費比率等の見える化に取り組み、保育士等の処遇の改善を進める

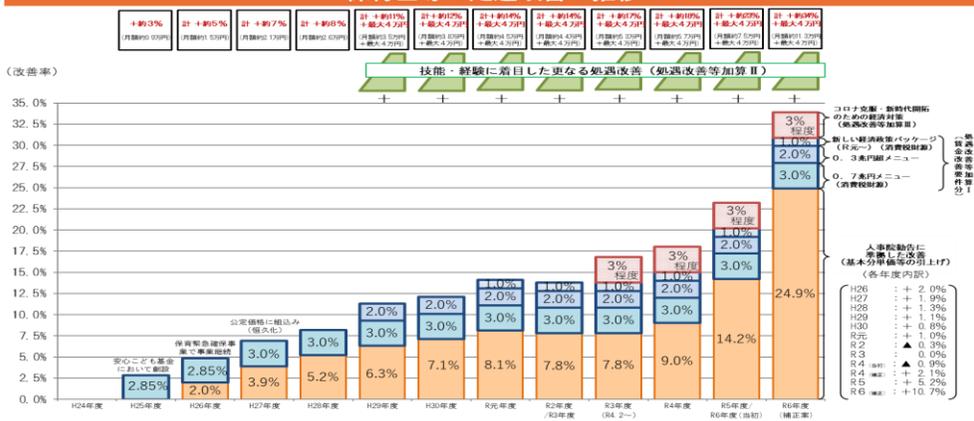
### ✓対応のポイント



- 民間給与動向等を踏まえた処遇改善
- 経営情報の継続的な見える化の推進

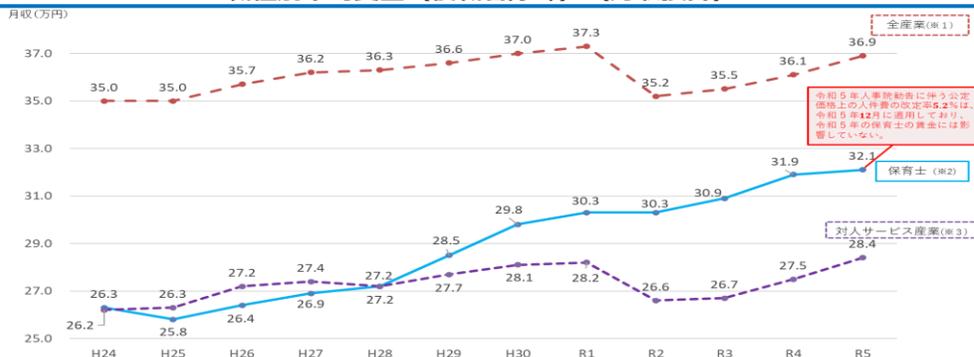
## OH25年度以降累計で34%の改善改善を実施

### 保育士等の処遇改善の推移



## ○保育士の平均賃金は全産業平均を下回る

### 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



## 【経営情報の継続的な見える化】 ※ここdeサーチにより対応

- 保育所等が毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を都道府県に報告。都道府県は、モデル給与や人件費比率等を個別施設・事業者単位で公表するとともに、経営情報の集計・分析と結果公表に努める【R7~】



○処遇改善を通じた他職種と遜色ない処遇を実現する  
【保育士等の平均給与の増加（令和8年度）】

## 2. 職員配置基準の改善について

# 1歳児の職員配置の改善

## こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

## 令和6年度の対応：4・5歳児の配置基準の改善

### 【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4歳以上児配置改善加算」を措置する
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



### 【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う

## 令和7年度予算案等における対応

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する【令和7年度予算案109億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算する（令和7年4月～）

※6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所

（配置基準が既に5：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている※1
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上※2

- ※1 ①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している
- ※2 処遇改善等加算Ⅰの「職員1人当たりの平均経験年数」と同様の計算による年数

## 1.(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

### 現状・課題等

- 待機児童対策の推進により保育の量の拡大が進む中で、質の確保・向上が求められている。保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案なども発生。保育の質の確保・向上や安全安心な環境の確保のために、保育提供体制の強化を進める必要
- 令和6年度には、「こども未来戦略」（加速化プラン）に基づき、制度創設以来76年ぶりに、**4・5歳児の職員配置基準**について、**30対1から25対1への改善**を図ったところ（3歳児の職員配置基準もあわせて20対1から15対1へ改善）。4・5歳児、3歳児の職員配置の改善を進めるとともに、1歳児の職員配置基準の改善についても早期に進めることが求められる

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30 : 1	25 : 1

- 保育所等の職場環境の改善のため、保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進しているところ、テクノロジーの活用や保育士以外の人材の活躍も含めて保育所等の体制を考えていくことが重要
- なお、職員配置基準については、真に必要な配置基準はどうあるべきか、科学的検証が必要との指摘があり、検証の手法やエビデンスに関する知見の収集など、研究を進める必要

### こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

### 令和7年度以降の対応等

#### 取組の方向性

保育の安全性と質を確保・向上させるため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育提供体制の強化を進める



#### ✓対応のポイント

- 加速化プランに基づいた配置改善の着実な実施
- エビデンスに基づいた配置基準の改善の検討

#### 【4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進】

- 加算の取得等により改善を促進するとともに、改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」としている経過措置の取扱いを検討

#### 【1歳児の職員配置の改善】

- 保育人材の確保等も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に改善を進める

#### 【保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究】

- 職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める【R6～】



○保育士等の配置改善により保育の質の確保・向上、保育士等の業務負担の軽減を実現する

【4歳以上児配置改善加算等の取得施設の割合の増加（令和8年度）】

### 3. 公定価格の改善について

令和7年度予算案1兆8,002億円 + 令和6年度補正予算額 1,150億円 (1兆6,617億円)  
 ※費用の一部について、事業主拠出金を充当(3,760億円) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。
- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

## 令和7年度予算案の主な内容

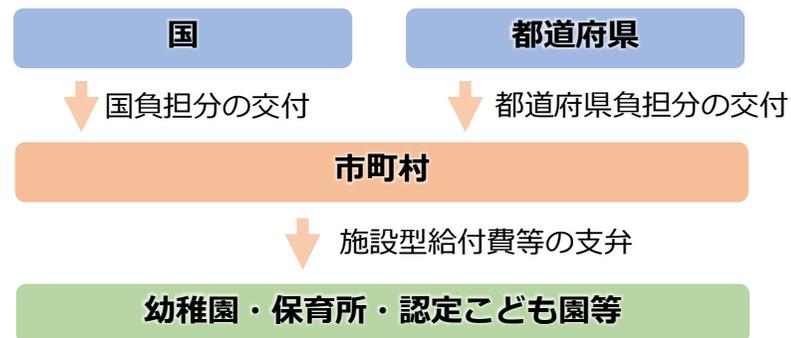
- ◇ 保育所等における1歳児の職員配置について、6対1から5対1への改善を進める。
- ◇ 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算の一本化等を行う。
- ◇ 公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。
- ◇ 定員超過減算について、待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。
- ◇ 主任保育士専任加算等の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。
- ◇ 冷暖房費加算について、寒冷地手当法の改正により4級地から級地外となる地域について、激変緩和措置を講じる。

## 実施主体等

【実施主体】 市町村  
 【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置  
 ※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合  
 ※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



# 処遇改善等加算の一本化について（案）（令和7年度～）

- 現行の3加算（処遇改善等加算ⅠⅡⅢ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、「処遇改善等加算（仮称）」に一本化
- 現行の3加算の目的・趣旨を踏まえ、新加算の中に、「①基礎分」「②賃金改善分」「③質の向上分」の3区分を設定
  - ・賃金改善を目的とした現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）と現行加算Ⅲは新区分②に統合
  - ・キャリアパス構築要件について、現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、新区分①（旧加算Ⅰ（基礎分））の要件として設定（1年間の経過措置）
  - ・新加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。
- このほか、関係者の意見等も踏まえ、配分ルールの統一化、柔軟化や賃金改善の確認方法の見直しを実施
  - 【配分ルールの統一化、柔軟化】
    - 「②賃金改善分」「③質の向上分」の配分ルールについて「1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する」に統一
      - ※現行は加算Ⅰ（賃金改善分）は基本給・手当・賞与又は一時金等により改善、加算Ⅱは基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善、加算Ⅲは2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
    - 「③質の向上分」について、
      - ・配分対象者：施設全体で研修修了要件を満たす職員数があることを要件（※）とし、研修修了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。（※）職員数A、Bについて人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付
        - ※現行は一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象
      - ・配分方法：現行の「4万円支給を1人以上」のルールを撤廃。配分額は施設の状況に応じ4万円を上限として柔軟な設定を可能とする。
  - 【賃金改善の確認方法】
    - 各加算ごとに行っていた加算額を賃金改善等に充当したかの確認（実績報告書最大9枚）を、各区分をまとめた全体の加算総額で確認
    - 現行、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることの特例的に認める（介護報酬等で導入済みの措置）。

## 【現行】

処遇改善等加算Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金の継続的な引上げ（ハースアップ）による処遇改善</li> <li>・9千円×算定職員数</li> </ul>
処遇改善等加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能・経験の向上に応じた処遇改善（副主任保育士等職務分野別リーダー等）</li> <li>・4万円/5千円×算定職員数</li> </ul>
処遇改善等加算Ⅰ 賃金改善要件分 キャリアパス要件分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金改善・キャリアパスの構築の取組に応じた処遇改善</li> <li>・平均経験年数に応じ6%又は7%（加算率）</li> <li>・キャリアパス要件満たさない場合は▲2%</li> </ul>
処遇改善等加算Ⅰ 基礎分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に充てる</li> <li>・施設の平均経験年数に応じた加算率（2%～12%）</li> </ul>

## 【見直し後】処遇改善等加算（仮称）

区分③	職員の技能・経験の向上に応じた賃金の改善 【質の向上分】 算定額により加算 4万円/5千円×算定職員数
区分②	職員の賃金改善 【賃金改善分】 率により加算 平均経験年数により6%又は7% 9千円×算定職員数を率に換算
区分①	経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善 【基礎分】 率により加算 平均経験年数により2%～12% ※キャリアパス要件の減率の仕組みは廃止し、要件化

賃金改善要件分

キャリアアップの仕組みによる質の向上

教育・保育人材の確保

## 公定価格における定員区分の細分化

- 施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（例：保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（例：施設長の人件費等）があり、定員規模によって費用の構造が異なることから、公定価格では、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども1人当たりで単価を定めている。
- 具体的な各定員区分における単価の算定については、各定員区分の上限（例：51人～60人の定員区分では定員60人）の定員数を基に、子ども一人単価に置き直して算定していることから、利用子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、**定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行う。**

### 定員区分の細分化（案）

○認定こども園（1号認定）

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～15人	↙	～10人
16人～25人	↘	11人～15人
	↘	16人～20人
26人～35人	↘	21人～25人
	↘	26人～30人
36人～45人	↘	31人～35人
	↘	36人～40人
46人～60人	↘	41人～45人
	↘	45人～50人
	↘	51人～55人
		56人～60人

○認定こども園（2・3号認定）

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～10人		～10人
11人～20人	↘	11人～15人
	↘	16人～20人
21人～30人	↘	21人～25人
	↘	26人～30人
31人～40人	↘	31人～35人
	↘	36人～40人
41人～50人	↘	41人～45人
	↘	45人～50人
51人～60人	↘	51人～55人
	↘	56人～60人

○幼稚園

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～15人		～15人
16人～25人	↘	16人～20人
	↘	21人～25人
26人～35人	↘	26人～30人
	↘	31人～35人
36人～45人	↘	36人～40人
	↘	41人～45人
46人～60人	↘	45人～50人
	↘	51人～55人
	↘	56人～60人

○保育所

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
20人		20人
21人～30人	↘	21人～25人
	↘	26人～30人
31人～40人	↘	31人～35人
	↘	36人～40人
41人～50人	↘	41人～45人
	↘	46人～50人
51人～60人	↘	51人～55人
	↘	56人～60人

## 公定価格における定員超過減算の見直し

- 定員超過減算については、平成28年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、
  - ① 直前の連続する5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、
  - ② 各年度の年間平均在所率が120%以上であることとしていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少し、令和6年の待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている状況を踏まえ、**①の5年間の期間を、令和7年度より2年間とする。**  
※ ただし、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から実施する。

待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について（平成28年3月28日厚生労働省）

### II 規制の弾力化・人材確保等

#### 6. 定員超過入園の柔軟な実施

- 2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

## 留意事項通知記載（案）

### V 乗除調整部分

#### 1. 定員を恒常的に超過する場合（●）

##### （1）調整の適用を受ける施設の要件

**直前の連続する2年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており**（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設に適用する（注3）。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

（中略）

**（注3）令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設（事業所）は令和7年度に限り従前の規定のとおりとする。**

## 対象施設

保育所、認定こども園（保育認定2・3号）、小規模保育事業A型・B型・C型、事業所内保育事業

※ 幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定1号）については、現行「直前の連続する2年度間常に利用定員を超えて」いることが要件となっている。

# 災害時における主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等の要件の見直し

## 概要

- エssenシャルワーカーが自ら被災しながら人命救助・災害復旧等に当たるためには、そのこどもの教育・保育の確保が重要である。
- 災害等発災直後に出勤する必要のある保護者が子どもたちを預けられるよう、主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等にこどもの支援にあたることができるように、主幹教諭等専任加算や主任保育士専任加算等において評価を行う。

## 取組内容

- 災害等により、施設等が開所できなかつたり、教諭や保育士が被災して、教育・保育の提供ができない場合に、以下の取組を実施することを念頭に置いた体制整備及び周知・啓発を行う。

### 【災害等が発生した場合の取組】

- ☛ 教育・保育を必要とするエssenシャルワーカーである保護者等への連絡
- ☛ 被災状況の把握
- ☛ エssenシャルワーカーである保護者等の勤務状況に応じたこどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施  
(※避難所等に避難している場合には、避難所に向いて上記の対応を実施すること等を想定)
- ☛ 代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携

※ 災害等の発生時に上記取組に対応できるよう、具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに月1回程度の研修・訓練の実施等を行った場合に加算する。

→ 発災直後に出勤する必要がある保護者（医療・福祉関係者、警察、自衛隊、消防、自治体職員等）のこどもの預かりが可能となり、幼稚園や保育所等が、地域の拠点として被災時の支援に貢献。

## 改正案

- 現行の主幹教諭等専任加算及び主任保育士専任加算の複数実施要件に、新たに以下の要件(下線部分)を追加する。(留意事項通知の改正)

(例) 主任保育士専任加算の場合

i 延長保育事業    ii 一時預かり事業(一般型)    iii 病児保育事業    iv 乳児が3人以上利用している施設    v 障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設

vi 災害時における地域支援の取組

・ 災害等により保育が提供できない場合において、保育を必要とするエssenシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関する相談等及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携を図るために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに研修・訓練の実施等を行う取組

# 公定価格における冷暖房費加算の見直しについて

- 冷暖房費加算の級地については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の別表に規定する級地に準拠して設定している。
- 令和6年人事院勧告によると、寒冷地手当については、平成27年の見直しから9年が経過し、気象庁からの新たな気象データを基に支給改定を行うとされている。
- 冷暖房費加算は施設（事業所）に対する加算であり、級地区分を国家公務員の寒冷地手当の地域に準拠していることから、新たな級地区分に準拠することを基本としつつ、令和7年度においては、四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置を講ずることとする。

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（抄）（平成二十七年内閣府告示第四十九号）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号第一条この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（中略）

三十六 冷暖房費加算 当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域）の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

イ 一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）

ロ 二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）

ハ 三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）

ニ 四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）

ホ その他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）

## 告示単価表改正（案）

別表第二 保育所（告示単価表）

冷暖房費加算	1 級 地	1,950	4 級 地	1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 <b>激変緩和地域：一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域</b> そ の 他 地 域：1 級地～4 級地 <b>及び激変緩和地域</b> 以外の地域 30
	● 2 級 地	1,740	<b>激変緩和地域</b>	<b>1,020</b>	
	3 級 地	1,710	そ の 他 地 域	120	

## 4. 保育所等における継続的な 経営情報の見える化について

# 保育所等における継続的な経営情報の見える化について

## <経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、**現場で働く方々に広く行き渡るようになっていくかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要**。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、**継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある**。」などの基本的な考え方が示された。
- 令和5年1月より、**子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議**を開催し、**令和5年8月28日に報告書を取りまとめ**。
- **医療・介護分野においては**、施設・事業所等の経営情報等に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、**第211回通常国会で改正法が成立**。（医療分野：医療法・令和5年8月1日施行、介護分野：介護保険法・令和6年4月1日施行）

## <現行制度>

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者（以下、「特定教育・保育提供者」という。）に、**教育・保育情報を都道府県知事に報告**することを求めている。
  - ・運営する法人に関する事項 ・施設等に関する事項
  - ・従業者に関する事項 ・教育・保育等の内容に関する事項
  - ・利用料等に関する事項 ・その他都道府県知事が必要と認める事項 等
- 同条第2項に基づき、都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**教育・保育情報を公表**することを求めている。
- 子ども・子育て支援情報公表システム「**ここdeサーチ**」を整備して、**利用者の施設等の選択に資する情報をインターネット上で検索・閲覧できる環境を構築**してきたところ。

## <継続的な見える化の意義>

- **更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要**である。
- 保護者が**適切かつ円滑に教育・保育等を子どもに受けさせる機会を確保**するためには、**施設・事業所ごとの職員の処遇等に関する情報が公表されることが重要**である。

## <制度改正のイメージ>

- 特定教育・保育提供者に、**教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告**することを求める。
  - ・**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
  - ・**毎事業年度の経営情報**（収支計算書、職員給与の状況等）について報告を求める。
- 都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**経営情報を公表**することを求める。
  - ・**職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報を個別施設・事業者単位で公表**。（モデル賃金や人件費比率等を想定。）  
※個別の施設・事業者単位での収支計算書等の公表は行わない。
  - ・**経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める**。（施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などに応じて集計した、人件費や人件費比率の平均値や分布状況等を想定。）
- 2024年通常国会（第213回国会）に上記制度改正に必要な法案を提出し、成立したところ。（子ども・子育て支援法・令和7年4月1日施行）
- 「ここdeサーチ」において、施設・事業者からの報告、都道府県における確認・公表等の事務が簡便かつ効率的に実施できるよう、システム改修を実施。

## 施行期日・報告期限等

※本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の**施行期日は令和7年4月1日**。令和6年4月1日以降に始まる事業年度について**報告対象**とする。
- 経営情報等の**報告期限は事業年度終了後5月以内**。事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、**同年8月末日までに報告**。
- **ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用**。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

## 報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。

※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組等）について任意に記載することができるようにする。

## グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の**属性に応じてグルーピングして集計・分析**することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

### （公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員1人当たりの平均給与/年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

## 個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択**や、**保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討**等を支援していく。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護**しつつ、**幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わる**ことを目指す。

### ①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

### ②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。  
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。  
※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。  
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

### ③職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。  
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記

## 対象施設について

- 子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
- このほか、**施設型給付を受けない幼稚園については個別施設・事業者単位で公表される項目に限り、任意で報告**を行えるようにする。

### 見える化の対象となる施設

- 報告された経営情報等※は、施設類型、法人形態、地域、規模等の属性に応じてグルーピングして集計・分析した結果を公表。
- あわせて、モデル給与等を個別の施設・事業者単位で公表。

#### 施設型給付を受ける施設



#### 地域型保育給付を受ける施設

小規模保育、家庭的保育、  
居宅訪問型保育、事業所内保育

※公立施設等については、その性格を踏まえ、収入・支出の状況、職員給与の状況等についての報告は求めないこととするが、「個別の施設・事業者単位での公表」を行う上で必要な情報の報告を求めることとする。

### 見える化の対象とはならない施設

- 基本的に、経営情報等の報告は不要。
- 「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者※については、個別公表される項目（モデル給与等）に限り、任意で報告を可能とする。

#### 施設等利用給付を受ける施設



※国民や関係者に対する情報公表の充実を図る観点からは、「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者（施設型給付を受けない幼稚園）も含めて、積極的な情報公表が行われることが有意義であり、継続的な見える化における情報公表の仕組みの運用に当たっては、これらの施設・事業者の個々の判断に基づく情報公表を行えるようにすることとする。

# 施設類型別の報告・公表対象情報について(一覧)

情報項目		認定こども園、保育所、幼稚園等（私立）	認定こども園、保育所、幼稚園等（公立）	施設型給付を受けない幼稚園	
人員配置に関する事項 ・公定価格基準上での配置人数 ・実際の配置人数 など	報告	○	○	任意	
	公表	集計・分析結果	○	○	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
職員給与に関する事項 ・各種処遇改善等加算の取得状況 ・各職員の勤続年数、賃金など	報告	○	△※1	任意	
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
モデル給与に関する事項	報告	○（一部任意※2）	○（一部任意※2）	任意	
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
収支の状況に関する事項 ・事業収入（収益） ・事業支出（費用）	報告	○	×	任意	
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
人件費比率に関する事項	報告	○	×	任意	
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	○	×	○（報告した場合）
人的資本に関する事項 ・法定・法定外休暇の利用状況 ・ICT導入の取組状況 など	報告	任意	任意	任意	
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○（報告した場合）	○（報告した場合）	○（報告した場合）

※1 職種別の合計給与額を報告。（個々の職員の給与については報告不要。）

※2 常勤保育士等のモデル給与のみが義務項目。保育士等以外の職種や非常勤職員のモデル給与等はすべて任意項目。

➤ **来年度より始まる経営情報等の報告時に必要となるため、「施設等の設置主体」が未入力の施設については、自治体様にて、令和6年度末までに、次頁以降の手順で入力するようお願いいたします。**（来年度以降、任意項目から必須項目に変更となります）

子ども・子育て支援情報公表システム ログイン中: [ユーザー名] ログアウト

[ホーム](#) | 
 [施設情報の照会・登録・確認・公表を行う](#) | 
 [事業者情報の照会・登録を行う](#) | 
 [都道府県知事が必要と認める事項の照会・登録を行う](#) | 
 [非公表項目の設定を行う](#) | 
 [アカウントの確認・編集を行う](#)

[ホーム](#) > 
 [施設情報の照会・登録・確認・公表を行う](#) > 
 [新しい施設の登録／施設情報の変更を行う](#)

※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

新しい施設の登録／施設情報の変更を行う 画面操作ヘルプを表示する

▼【新しい施設の登録／施設情報の変更について】

登録／変更する施設に関する事項

▼【事業所番号を指定する場合】

事業所番号

施設類型

施設等の名称(ふりがな)

施設等の名称

施設の所在地 郵便番号

都道府県

市区町村  市区町村コード: 13102

町名・番地

建物名・部屋番号

施設等の電話番号

施設等の他連絡先

施設等の管理者の氏名

施設等の管理者の職名

**施設等の設置主体**

システムからの連絡用メールアドレス

認可・認定年月日

- ▶ 本作業は、自治体向けの作業となります。
- ▶ 「施設等の設置主体」が未入力のものに対して入力をお願いいたします。

子ども・子育て支援情報公表システムへのログイン  
本システムにログインするには、以下に示す本システムの URL を Web ブラウザに入力します  
<https://www.wam.go.jp/kodomo/>

## 【画面例】

子ども・子育て支援情報公表システム

WAM NET Community

ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

パスワード変更

? 画面操作ヘルプを表示する

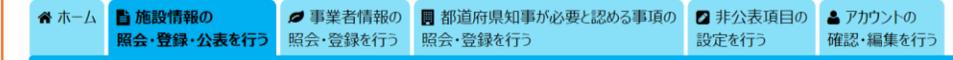
お知らせ

- パスワードをお忘れの場合はこちら
- 子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板はこちら

(本システムのお知らせや操作説明書を掲載しています。)



「施設情報の照会・登録・公表を行う」タブをクリックします



子ども・子育て支援情報公表システム

ログイン中: [ユーザー名] ログアウト

ホーム | 施設情報の照会・登録・公表を行う | 事業者情報の照会・登録を行う | 都道府県知事が必要と認める事項の照会・登録を行う | 非公表項目の設定を行う | アカウントの確認・編集を行う

施設情報の照会・登録・公表を行う

注意: ※ 前の画面に戻るには上のリンクをクリックしてください。ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。

[MCOM00000039W] 入力した検索条件に該当するデータが最大数(300件)を超えたため、(300件)のみ表示します。

施設情報の照会・登録・公表を行う [ヘルプ]

▼【施設情報の照会・登録・公表について】

管理対象の施設の情報をCSVファイルとしてダウンロードする

新しい施設の登録を行う

検索条件を入力する

事業所番号 (全て) 施設名 (全て)

都道府県 青森県 市区町村 (全て)

処理状況 (全て) 詳細情報入力状況 (全て)

営業状況 (全て) 最終更新ログインID (全て)

登録ログインID (全て)

施設類型  すべて  条件選択(※条件を指定する場合はこちらを選択)

検索条件を元に戻す **検索** 検索結果をCSV形式で保存する

検索結果

アクション (選択してください) 実行

選択	事業者名	施設名称	公開状況	詳細情報	業北内容	事業所番号	処理状況	詳細情報	業北内容
<input type="checkbox"/>	青青青	幼幼幼幼幼	公表済み	詳細情報確認	0220805100042	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	字字字字	字字字字	公表済み	詳細情報確認	0220805100025	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	字字字字	字字字字	公表済み	詳細情報確認	0220405100041	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	字字字字	字字字字	公表済み	詳細情報確認	0220505100010	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	字字字字	三三三三	公表済み	詳細情報確認	0220705100018	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	字字字字	野野野野	公表済み	詳細情報確認	0240105100012	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	字字字字	五五五五	公表済み	詳細情報確認	0244205100013	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	字字字字	十十十十	公表済み	詳細情報確認	0220605100019	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	字字字字	弘弘弘弘	公表済み	詳細情報確認	0220205100013	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	字字字字	文文文文	公表済み	詳細情報確認	0220205100039	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	明明明明	青青青青	公表済み	詳細情報確認	0220105100014	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	株株株株	ひひひひ	公表済み	詳細情報確認	0220107100053	申請待ち			
<input type="checkbox"/>	株株株株	二二二二	公表済み	詳細情報確認	0220107100012	申請待ち			

※ 赤い■は処理が必要です。

「検索」ボタンをクリックします

**検索**

施設名リンクをクリックします

事業者名 施設名称 公開状況

選択  青青青青 幼幼幼幼 公表済み

「施設等の設置主体」を選択します

施設等の設置主体

施設等の管理者の氏名

施設名リンクをクリックします



## IV. こども誰でも通園制度について

## 2.(1) こども誰でも通園制度の推進

### 現状・課題等

- 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律【R6.6成立】で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【R7.4 制度化 R8.4 本格実施】



- 令和7年度の施行に向けて、令和6年度は試行的事業を実施（118自治体）
  - ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
  - ・単価（補助基準） : こども一人1時間あたり850円
  - ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）
- 令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施（給付化）に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども **誰** とも通園制度  
「ロゴマーク」

### 令和7年度以降の対応等

#### 取組の方向性

令和7年度に制度化、令和8年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援

#### ✓対応のポイント



- こども誰でも通園制度を着実に施行
- 令和8年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
- 実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

- 令和7年度から、こども誰でも通園制度を児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化。子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体を実施
  - ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
  - ・単価（補助基準） : 年齢に応じた単価を設定
  - ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）
- 令和8年度の給付化に向けた制度の構築（公定価格の設定等）、自治体支援や普及啓発等を進める
- 実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援【R6補正】
- こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進
- 障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実
- 制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及【R7～】
- 制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用【R7～】



- 全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る  
【こども誰でも通園制度の実施割合（自治体）：100%（令和8年度）】

## 第1 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を創設
- 令和7年度の制度の在り方、令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

## 第2 令和7年度の制度の在り方について

### ①令和7年度の利用可能時間

- ・制度の本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすること、保育人材確保の状況等を踏まえ、月10時間。

### ②対象施設及び認可手続

- ・多様な主体の参画を認める観点から、対象施設自体は限定しない。認可基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認める。

### ③対象となる子ども

- ・伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念にも鑑み、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。

### ④利用方式

- ・こども・保護者のニーズは様々であること等を踏まえ、利用方式については法令上の規定を設けない。

### ⑤実施方式

- ・一般型、余裕活用型を法令上位置付けた上で、こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認める。

### ⑥人員配置基準

- ・「こどもの安全」が確保されることを前提に、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。

### ⑦設備基準

- ・試行的事業の実施状況等を踏まえ、一時預かり事業と同様の設備運営基準とする。

### ⑧安定的な運営の確保

- ・年齢に応じた補助単価、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、しっかりと運営できるものとなるよう設定。

### ⑨その他の事項（手引、総合支援システム）

- ・実施に当たっての手引について、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴いてとりまとめ、年度末までに示す。
- ・予約管理・データ管理・請求書発行機能を有するシステムについて、令和7年度から運用開始を予定。運用開始後も運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要な改修を行っていく。

## 第3 令和8年度の本格実施に向けて

### ①令和8年度以降の利用可能時間

- ・令和7年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き検討。

### ②給付化に伴う公定価格の設定

- ・令和8年度からの給付化に伴い、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう公定価格を設定する必要。

### ③こども誰でも通園制度の従事者に対する研修

- ・安全性や専門性を担保するため、従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き検討。

### ④市町村による提供体制の整備と広域利用の関係

- ・市町村は子ども・子育て支援事業計画に量の見込みを記載した上で、提供体制を確保。広域利用の在り方も含めて整理が必要。

### ⑤令和8年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等

- ・全ての市町村が量・質両面から提供体制を確保等できるよう、こども家庭庁・都道府県による支援が必要。

## 第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

※（ ）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

## 事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない  
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、  
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等

【実施方法】 一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】 補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人1時間  
当たりの単価を設定。

※こどもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても  
単価を設定。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

## 実施主体等

【実施主体】  
市町村

【補助単価】

人口規模に応じ、補助基準額の上限を設定する。  
これに加え、賃借料加算（※）を設ける。

（※）1事業所当たり年額3,066千円

（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る）

【補助割合】

国：3/4 市町村：1/4

	①乳児等通園支援事業 の実施に必要な経費	②指導監督員の雇上 げに必要な経費	合計
人口100万人以上	167,430千円	18,252千円	185,682千円
人口50万人～ 100万人未満	134,180千円	9,126千円	143,306千円
人口10万人～ 50万人未満	125,568千円	4,563千円	130,131千円
人口5万人～ 10万人未満	37,189千円	4,563千円	41,752千円
人口5万人未満	17,214千円	4,563千円	21,777千円

- 実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解するとともに、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項をお示しする。

## 目次

### I 基本的事項

#### ①制度の意義

1. 基本的な考え方
2. こどもの成長の観点からの意義
3. 保護者にとっての意義
4. 保育者にとっての意義
5. 事業者にとっての意義
6. 制度の意義を実現するための自治体の役割

#### ②令和7年度の制度の概要

1. 制度の概要
2. 事業の全体像

### II 事業実施の留意事項

#### ①共通事項

- ②通園初期の対応
- ③年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
- ④特別な配慮が必要なこどもへの対応
- ⑤計画と記録
- ⑥保護者への対応
- ⑦要支援家庭への対応上の留意点
- ⑧その他

### III その他の留意点等

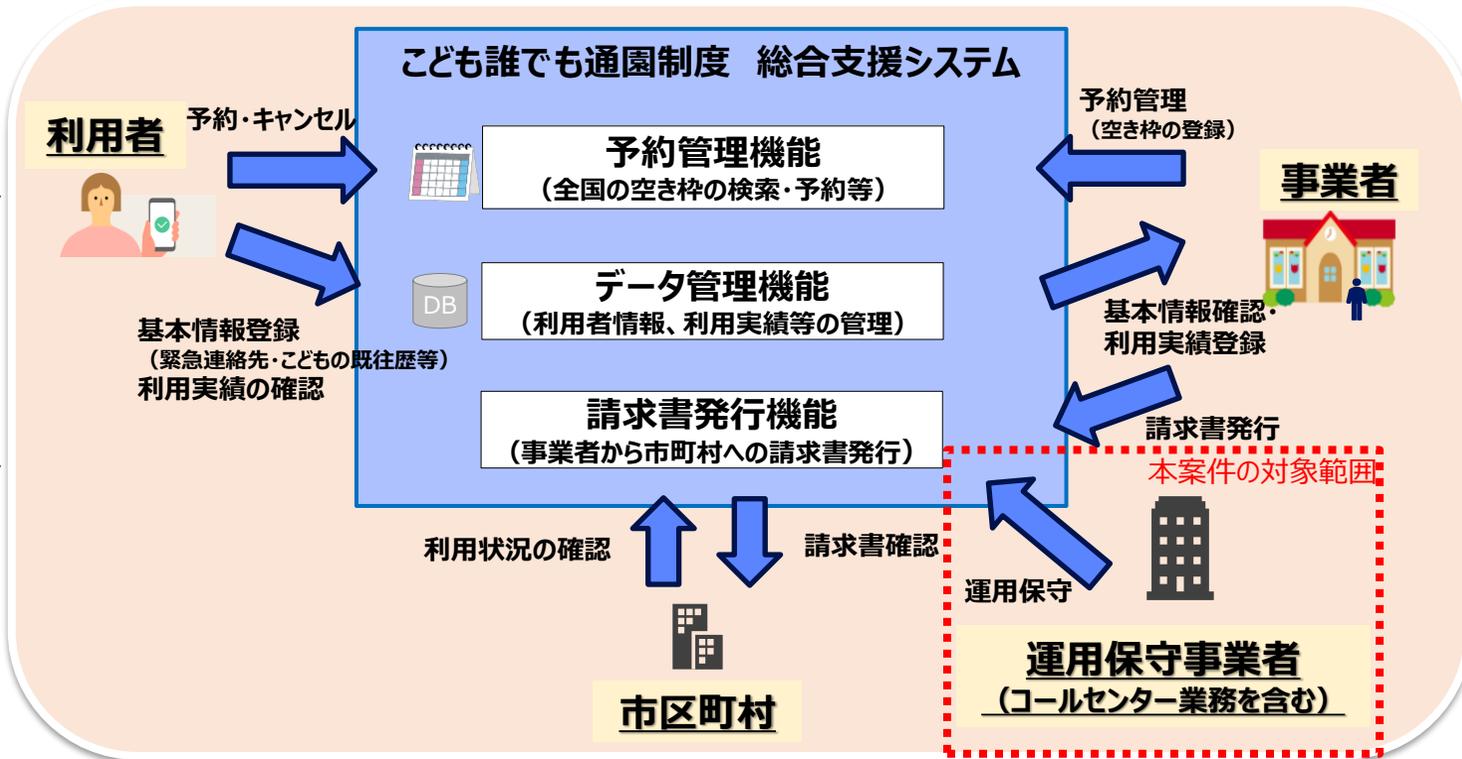
- ①個人情報取り扱いについて
- ②他制度との関係
- ③職員の資質向上等

事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備する、こども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守及びコールセンターの設置を行う。

事業の概要

- 令和7年度より稼働する総合支援システムにより、
  - ・利用者は空き情報の検索や予約、
  - ・事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理、自治体への請求書発行、
  - ・市区町村は利用状況の確認や請求書の確認
 などを行うことができるようになり、その運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。  
 また、併せてコールセンターについても設置する。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

- 「負荷なく、気づく、すぐわかる。」というUI/UXコンセプトを基に、利用者、事業者、市区町村（都道府県、こども家庭庁職員利用含む）の開発を進行中

## 利用者

### こども誰でも通園制度実施事業所の検索画面イメージ



- ・地域や利用条件を入力し、適合する事業所を地図上に表示
- ・検索して出てきた施設の情報を確認

### 利用予約の画面イメージ



- ・当月の残りの利用可能時間の表示
- ・カレンダーから事業所の利用可能時間を確認し、利用したい時間を予約

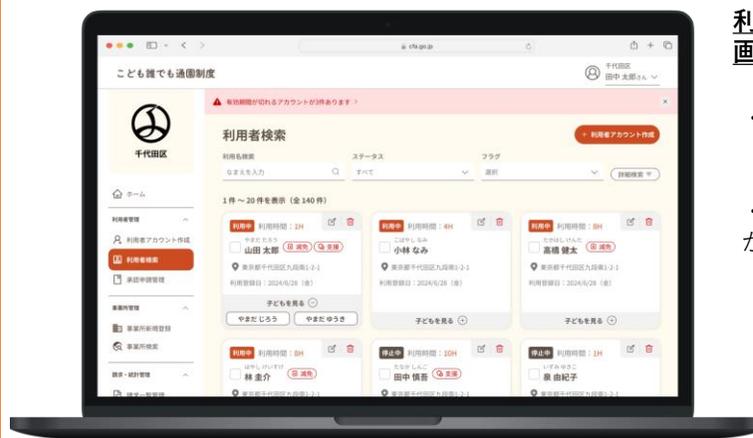
## 事業所



### 予約情報の確認画面イメージ

- ・氏名、年齢、利用時間、アレルギー情報など、日ごとに利用者の情報を一覧で表示

## 市区町村



### 利用状況などの利用者情報の確認画面イメージ

- ・市区町村に登録されている利用者の情報の確認
- ・誰がいつこの事業所を利用したか等の利用状況の把握

## V. 多様なニーズに対応した保育の充実等について

## 2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実① (障害児・医療的ケア児等)

### 現状・課題等

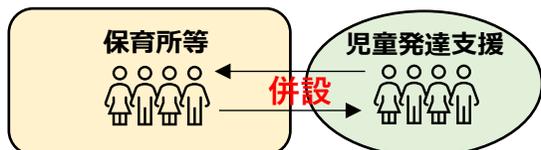
- 障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支えることが求められている
- 保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要

### 保育所等における障害児・医療的ケア児数は年々増加



### 【障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入れ】

- 保育所等における障害児等の受入れについては、交付税措置による加配や療育支援加算等により受入体制の充実を図ってきた。また、保育所等が児童発達支援事業所等と併設する場合において、設備・人員の共用・兼務を可能とする【R5～】など、インクルーシブ保育を推進



設備・人員の共用・兼務が可能に (R5～)

- 医療的ケア児の受入れについて、看護師の配置や設備の整備等の受入体制の確保・充実を支援
- 児童発達支援等の障害児支援を利用するこどもは増加しており、保育所等と障害児支援の併行通園も進んでいる。巡回支援や保育所等訪問支援の活用等、障害児支援による保育所等への支援を推進



### 【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 外国人子育て家庭のこどもを多く受け入れる場合の専門人材の加配や、翻訳機等の購入を支援

### 令和7年度以降の対応等

#### 取組の方向性

関係機関とも連携し、専門的支援も確保しながら保育所等における多様な支援ニーズを有するこどもの受入れを推進

#### ✓対応のポイント



- 障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化 (インクルージョンの推進)
- 多様なニーズに応じた専門的な支援の充実
- 障害児支援との連携・協働

#### 【障害児・医療的ケア児の保育所等での受入強化】

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用や人材育成、障害児支援 (児童発達支援センター等) との連携等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進
- 保育所等と障害児支援 (児童発達支援事業所等) を併行通園する場合の情報共有や連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進
- 巡回支援を行う看護師配置等により、保育所等における医療的ケア児の受入れや保育の充実を推進

#### 【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 異なる文化的背景を持つこどもについて、実態を踏まえながら保育所等への支援を進める

※こども誰でも通園制度においても、障害児・医療的ケア児等、多様なニーズに対応できる環境整備を進める



- 専門的支援を確保しながら、保育所等を利用できる環境が整備されるようにする
- 【障害児支援を行う専門職の配置・巡回支援を受ける保育所等数の増加 (令和8年度)】



**現状・課題等**

○働き方やライフスタイルが多様化する中において、子育て家庭における様々な保育ニーズに合わせたこどもの育ちの支援が求められており、病児保育、延長保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズに対応した保育の提供体制の確保・充実を図る必要がある

**【病児保育事業】**

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき基本単価を大幅に引き上げるとともに、キャンセル対応加算を本格実施【R6～】

**【病児保育施設数：4,141か所／延べ利用児童数：968,448人（令和4年度）】**



**【延長保育事業】**

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日や利用時間帯以外の日・時間において、保育所等で引き続き保育を実施
- 補助要件の引下げや補助基準額の引上げを実施【R6～】

**【延長保育実施か所数：29,535か所／実利用児童数：915,022人（令和4年度）】**

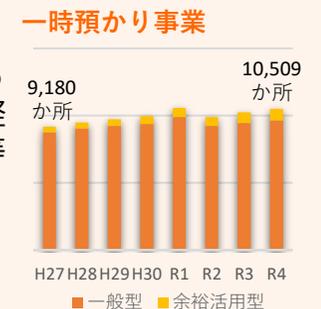
※夜間保育所における22時以降の延長保育も含む。



**【一時預かり事業】**

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる

**【一時預かり実施か所数：10,509か所／延べ利用児童数：3,511,779人（令和4年度）】**



**令和7年度以降の対応等**

**取組の方向性**

働き方改革や加速化プランにおける「共働き・共育ての推進」の取組等も踏まえながら、多様なニーズに対応した各地域における保育の提供体制を確保



**✓対応のポイント**

- 多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保

**【病児保育事業】**

- 安定的な運営の確保を図るとともに、広域連携やICTの活用等を推進し、各地域におけるニーズに対応した体制整備を進める

**【延長保育事業】**

- 保育所等の職員配置基準の改善等も踏まえた体制の充実を進める

**【一時預かり事業】**

- こども誰でも通園制度との役割分担と連携を図りながら、各地域での事業の実施を推進する

**【参考】共働き・共育ての推進**

（こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の事項）

- 育児期を通じた柔軟な働き方の推進
  - ・子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現
  - ・時短勤務時の新たな給付 等



- 保育所等において、多様なニーズに対応した支援の充実を図る【病児保育事業の延べ利用児童数の増加（令和8年度）】

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数 (2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当 (1,146億円)

## 事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

## 事業の内容

### (1) 病児対応型・病後児対応型

**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

### (2) 体調不良児対応型

**保育中の体調不良児**について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

### (3) 非施設型 (訪問型)

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

## 実施主体等

【実施主体】市町村 (特別区を含む。)

【補助率】：国1/3 (都道府県1/3、市町村1/3)

【令和7年度補助単価 (案) (病児対応型1か所当たり年額)】

基本分単価：8,808,000円

加算分単価：1,130,000円 ~ 40,800,000円

当日キャンセル対応加算：247,900円~1,005,000円

【拡充】「感染症対応加算」1,300,000円 (1施設あたり)

病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配をおこなう。

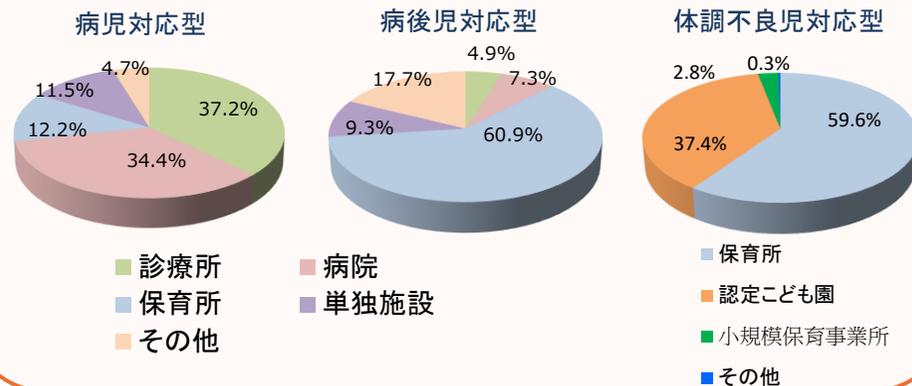


### 【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計  
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計  
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。  
 (前年同月の延べ利用児童数を上限)

### 【実施場所】



<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 2,138億円の内数 (2,074億円の内数) ※ ( ) 内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当 (1,146億円)

## 事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

## 事業の概要

### (1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

### (2) 訪問型 (平成27年度創設)

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等 (7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合) 【標準時間】>



<夜間保育所 (11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合)>



### 「見直し内容」

- 延長保育事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所における配置基準と同様となるよう引き上げることとし、そのために必要な補助基準額を加算により補助する。

## 実施主体等

【実施主体】市町村 (特別区含む。)

【補助率】国1/3 (都道府県1/3、市町村1/3)

【令和7年度補助基準額案】※括弧は夜間保育所 (夜間延長分に限る) の補助基準額

#### ① 保育短時間認定 (保育所：在籍児童1人当たり年額)

1時間延長：21,200円

2時間延長：42,400円

3時間延長：63,600円

#### ② 保育標準時間認定 (保育所：1事業所当たり年額)

30分延長：600,000円

1時間延長：1,760,000円 (1,988,000円)

2～3時間延長：2,761,000円 (2,989,000円)

4～5時間延長：5,804,000円 (5,918,000円)

6時間以上延長：6,835,000円

#### ○ 配置基準改善加算 (保育所：1事業所当たり年額) ※平均対象児童数が21人以上の施設のみ

30分延長：150,000円

4～5時間延長：1,350,000円

1時間延長：300,000円

6時間以上延長：1,950,000円

2～3時間延長：750,000円

### 【実績】

#### <実施か所数>

令和2年度：28,425か所 (公立6,690か所、私立21,735か所)

令和3年度：29,277か所 (公立6,575か所、私立22,702か所)

令和4年度：29,535か所 (公立6,427か所、私立23,108か所)

#### <年間実利用児童数>

令和2年度：897,348人 (公立210,426人、私立686,922人)

令和3年度：893,990人 (公立201,262人、私立692,728人)

令和4年度：915,022人 (公立195,215人、私立719,807人)

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化

※ こども家庭庁保育政策課調べ

## 2.(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進①

### 現状・課題等

- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊娠・子育て家庭も少なくない。妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳児の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援を進めることが求められている
- これまでも、利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等、様々な事業により、各自治体における妊産婦・子育て家庭に対する支援を推進
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和7年度からは、全ての子育て家庭に支援を届けられるよう「こども誰でも通園制度」が制度化
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、小学校就学前のこどもから若者までを対象とした、地域における多様な居場所づくりを推進
- 児童虐待相談対応件数は令和4年度21.5万件と過去最多。こども家庭センター（R6）を中核に、関係機関・地域資源と一体となった早期支援体制の構築を進めている
- こうした中で、各自治体において、地域の実情に応じた支援体制の整備が進められているが、実施事業や地域資源など、取組に差が生じている状況がある  
一方、児童虐待が大きな課題となり、また、地域子育て相談機関やこども誰でも通園制度が創設されるなど、保育所等における家族支援や地域のこども・子育て支援への期待は高まっており、地域の中で機能を発揮していくことが求められる

### 令和7年度以降の対応等

#### 取組の方向性

関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等において、利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組等を進める

#### ✓対応のポイント



- 利用児童の家族を支援
- 地域のこども・子育て家庭を支援
- 関係施策・関係機関との緊密な連携

#### 【家族への養育支援や相談支援の推進】

- 利用児童の家族への養育支援や相談支援を推進する

#### 【地域のこどもや子育て家庭への支援の推進】

- 保育所等における地域子育て相談機関（妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関：R6～）やこども誰でも通園制度の実施を促進するとともに、地域の実情に応じて、妊娠期やこども・子育てを支える様々な事業・取組を実施していくことを推進する

#### 【要支援児童への対応強化】

- 保育所等における要支援児童の受入れや支援の体制強化を図るとともに、利用児童の家庭での養育の課題に気づいた場合の対応など、こども家庭センター等と緊密に連携しながら対応していく体制づくりを進める  
※こども誰でも通園制度においても、関係機関と連携した要支援児童への対応を進める

#### 【こどもの居場所づくりの推進】

- こどもの居場所に関する様々なニーズを踏まえ、こどもや子育て世帯の視点に立った居場所づくりを推進



- すべてのこども・子育て家庭に必要な支援が届けられる社会の実現
- すべてのこどもが多様な居場所を持てる社会の実現  
【利用者支援事業（基本型）のうち、保育所等における実施か所数の増加】

## VI. 保育DXについて

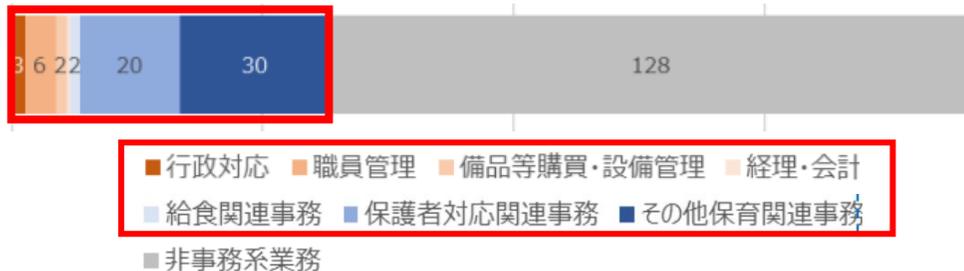
### 3.(4) 保育DXの推進による業務改善

#### 現状・課題等

- 保育現場におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等で多くの書類作成が必要、自治体により異なる書類の様式等による事務負担が課題。また、自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題

【保育士/保育教諭 1人当たりの月間平均業務量（業務分類別）】

事務系業務 平均計63時間（業務時間全体の33%）



- ✓ 東京都内の保育事業者を対象とした調査（R2 調査）において、保育士や保育教諭が事務系業務に割いている業務時間は平均63h/月であり、業務時間全体の33%を占めている。

「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル美装タイプ TYPES 制度概要」より抜粋

- 保護者にとっては、必要な情報収集に手間と時間が掛かる、施設見学は開園時間中に電話で予約、申請書への手書きでの記入など、保活の手續に係る負担が大きいという課題が存在

#### 保活に関し、大変だったこと・苦労したこと

- 役所相談 ✓ 入所相談のために妊娠中や子連れの状態で役所を訪問しなければならなかったこと（341人/696人）
- 情報収集 ✓ 手續や保育施設に関する情報について、「情報が一元化されておらず情報収集が大変」、「訪問や電話をしないと情報を得られない」といった意見
- 施設見学予約 ✓ 保育施設見学予約の手段がアナログな手段（電話や訪問のみ）しかなかったこと（423人/696人）
- 入所申請 ✓ 入所申請書類を手書きで作成する必要があること、入所申請書類が多かったこと（403人/696人）

一般社団法人 こどもDX推進協会「保活に関する保護者アンケート 結果」より抜粋

#### 令和7年度以降の対応等

##### 取組の方向性

各種手續の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備する

##### ✓対応のポイント



- 全国的な基盤整備による現場の負担軽減
- 保育ICTのロールモデルとなる事例創出、横展開

##### 【保育所等におけるICT環境整備】

- 保育現場における保育ICT（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）や、こどもの安全対策に資する設備（午睡センサー・AI見守りカメラ）等の導入を推進する **フェーズ1**

##### 【給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現】

- 保育施設等と自治体の間でオンライン手續を行うための機能を有する全国的な基盤（保育業務施設管理プラットフォーム）を整備し、他システム（子ども・子育て支援システム、ここdeサーチ、保育ICTシステム）との連携を図りつつ、全国展開を進める **【R8稼働】** **フェーズ2**

##### 【保活ワンストップの実現】

- 保活に関する一連の手續（手續/施設情報検索、見学予約、就労証明書発行等）のワンストップを実現するために、保護者・保育施設等・勤務先企業・自治体の間で必要な情報を受け渡しするための全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、全国展開を進める **【R8稼働】** **フェーズ2**

##### 【保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備】

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」を実施する **【R6補正】** **フェーズ1⇒2への移行を支える取組**

- 全ての保育所等におけるICT環境の整備【保育所等におけるICT導入率：100%（令和7年度）】



- 保育業務ワンスオンリーによる業務効率化の実現【従来と比較した保育業務施設管理プラットフォームの満足度：70%以上（令和8年度）】
- 負担のない保活の実現【利用者の保活に関する満足度70%以上、参加施設における施設見学予約のオンライン申請率：60%以上（令和8年度）】

## 保育DXの進捗状況について（全体像）

### 項目

### 直近の取組

### 令和7年度以降の予定

#### ① 保育所等におけるICT環境整備

- ・R6年度補正においても、**保育所等におけるICT化推進等事業として約28億円**を計上（補助実績：22,855施設（H27年からの累計）※補助対象施設数：38,203施設（R6.4.1）原則1施設1回限りの補助だが、キャッシュレス決済機能導入については再補助が可能であるため、重複の可能性有。）
- ・**現在、保育所等におけるICTの導入状況に係る調査研究を実施しており、年度内に取りまとめ予定。**

- ・R7年度中に保育ICT導入率100%を目指すという政府方針等を踏まえ、**引き続き環境整備を進めていく。**
- ・なお、経営情報の見える化（R7年度施行）においても、**ICT導入状況を任意項目として報告予定。**

#### ② 保育業務・保活の基盤整備

- ・R6年度補正において、給付・監査等のワンズオンリーに向けた**保育業務施設管理プラットフォーム（約34億円）、保活ワンストップに向けた保活情報連携基盤（約12億円）**を新規計上。
- ・昨年6月から、自治体、関係団体、事業者等から構成される**協議会を3回、WGを15回、説明会も2回**開催し、上記のシステム整備に向けた事務フローやデータセット等を、**全国意見照会**も実施し取りまとめ。
- ・**デジ田交付金TYPESを活用した試行に協力**するとともに、本年1月からは上記のシステム整備に向けた**要件定義を実施。**

- ・保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤について、調達や説明会等を行った上で、**R7年度末に試行運用を開始し、R8年度以降全国展開を進める。**  
（※）自治体及び保育施設等の利用料負担はない。また、独自システムを構築しているなど自治体ごとの事情もあることから、利用開始時期の義務化や指定はしないが、将来的には全国の自治体や保育施設等に利用いただく想定。

#### ③ 就労証明書の項目の統一化・オンライン化

- ・就労証明書の**追加的記載項目（当初は109項目）の精査・標準化**に向けて、令和6年9月に府令改正を行い、**自治体が特に必要とする5項目を標準様式に追加するとともに、追加的記載項目欄を削除。**
- ・令和6年5月から勤務先企業を含めた幅広いステークホルダーを構成員として開催されている**官民ワークショップ**に参画。

- ・**標準様式の活用状況を引き続きフォローアップ**するとともに、保護者・勤務先企業・自治体にとって負担軽減となる具体的な**システムの在り方について、上記の保活情報連携基盤の構築の中で検討。**

#### ④ 保育ICTのロールモデル創出

- ・R6年度補正において、全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、**①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発**、をパッケージとして行うモデル的な取組を行うための経費を支援する「**保育ICTラボ事業**」（約1.9億円）を新規計上。本年2月には説明会も開催。

- ・実施主体である**民間事業者等**や各拠点において自治体と連携して事業を実施する**事業者を決定した上で、本年夏頃から事業を開始予定。**

#### ⑤ 子ども・子育て支援システム

- ・R6年度の「地方公共団体におけるシステム（子ども・子育て支援）の標準化等に向けた調査研究」における検討を踏まえ、**令和6年12月に指定都市要件の見直しを反映した標準仕様書（1.2版）を公開。**

- ・R7年度においては、**①保育業務施設管理プラットフォームとの連携を踏まえた機能の検討、②保育所利用料等のeLTAX活用、③制度改正に伴う見直し等について、検討会を立ち上げ全国意見照会も行いつつ、改訂を時期も含め検討。**

※この他、こども誰でも通園制度総合支援システム（本年2月にリリース）、ここdeサーチのシステム改修（経営情報の見える化及び保育業務・保活の基盤等とのデータ連携）、学校等欠席者・感染症システム（R7年度のデジ田交付金TYPESに関係省庁と共に協力予定）等が進捗中。全体像を意識しながら、各取組を進めていく。

# 1. 保育所等におけるICT環境整備

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算額 28億円

## 事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

## 事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。
- (9) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。**

## 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（8に限る）

【補助基準額】（1）(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）

2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）

3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）

4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※1施設1回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ア)1自治体当たり：5,000千円 (イ)1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※1施設1回限り対象

(7) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

**(9) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入 1施設当たり20万円**

【補助割合】（1）国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 \*国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

（2）国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 \*国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4

（3）(ア)国：1/2、市区町村：1/2

(イ)国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

※(ア)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3

（4）国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 （5）国：1/2、都道府県：1/2 （6）国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

（7）国：1/2、市区町村：1/2

（8）国：定額

**(9) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (\*国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4)**

※(1)~(3)、(9)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2 (\*国：2/3、自治体：1/3

( (1)~(2)、(9)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

\*自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

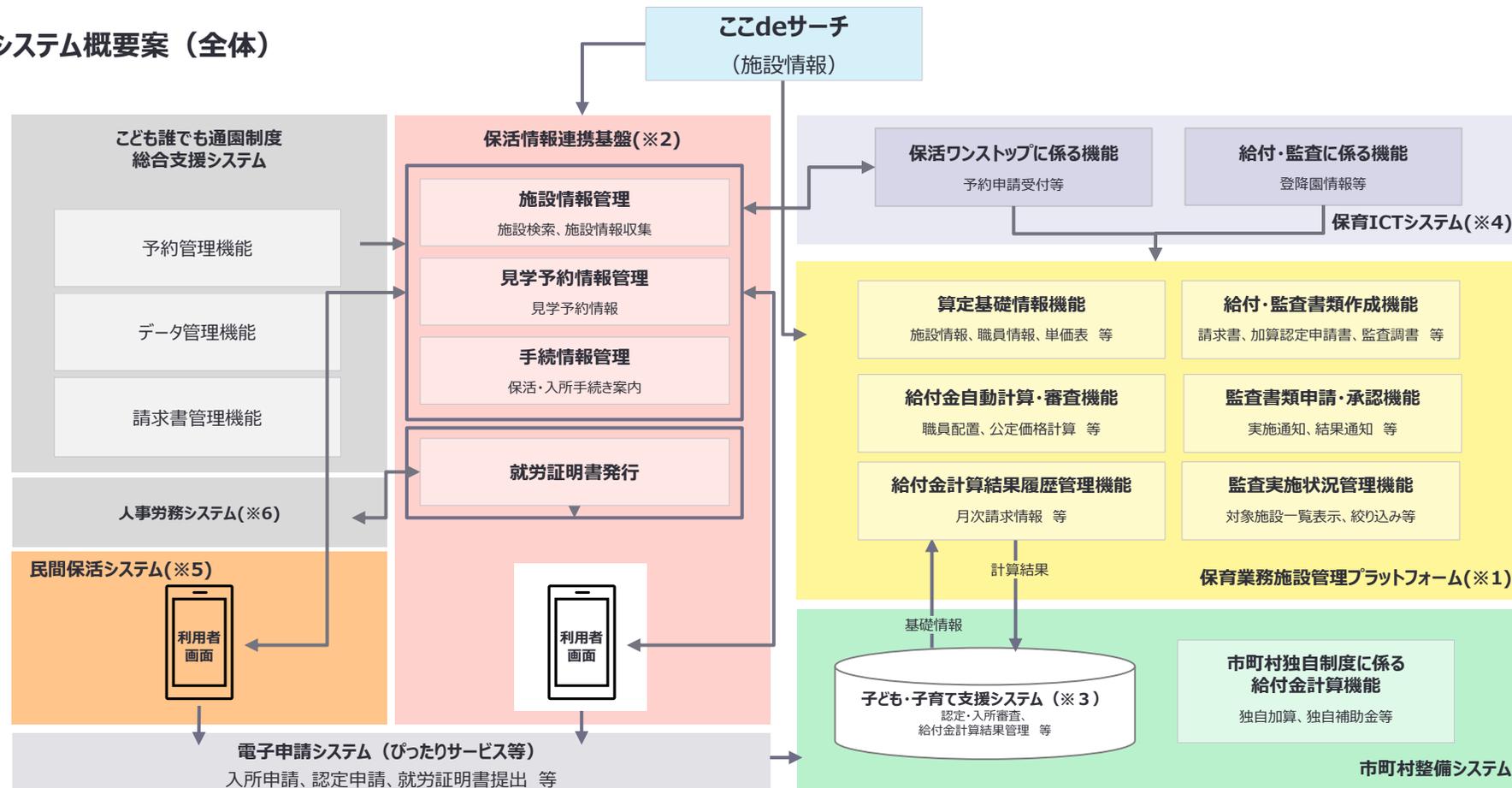
## 2. 保育業務・保活の基盤整備

# 5.2.1. システム概要案（全体）

「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会（第3回）」  
(令和7年2月26日) 資料

保育DXに係る、全体のシステム概要を整理しました。

## システム概要案（全体）



- (※1) 施設管理プラットフォームとは、給付・監査等の保育業務ワンストップの実現に向けて、保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うために国で整備する基盤のことを指す。
- (※2) 保活情報連携基盤とは、保活に関する一連の手続（施設検索・見学予約・就労証明書の提出等）のオンライン・ワンストップを実現するために国で整備する基盤のことを指す。
- (※3) 子ども・子育て支援システムとは、子どものための教育・保育給付認定等に係る事務を行うために、国が定める標準仕様書に基づき各自治体で整備する基幹業務システムのことを指す。
- (※4) 保育ICTシステムとは、保育施設等で導入しているパソコンやタブレット端末を利用した保育業務支援システムを指す。
- (※5) 民間保活システムとは、民間事業者が提供する、保活に関する手続を保護者が行うことを支援するためのシステムを指す。
- (※6) 人事労務システムとは、各保護者の勤務先企業において導入している、保護者の雇用形態や勤労実績等の管理を行うためのシステムを指す。

令和6年度補正予算額 34億円

## 事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンスオンリーを実現することにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

## 事業の概要

- 保育施設等におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等の場面で多くの書類作成が必要となっており、保育士等の事務負担が大きくなっている。また、自治体においても、多くの書類管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっている。

- こうした課題を解決し、保育における給付・監査等の業務のオンライン・ワンスオンリー（※）を実現するために、

（※）一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること

- ・ 保育施設等の保育ICTシステム
- ・ 自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）

等と連携し、

- ① 給付・監査情報入力機能（加算認定申請、監査調書等）
- ② 給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
- ③ 監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）

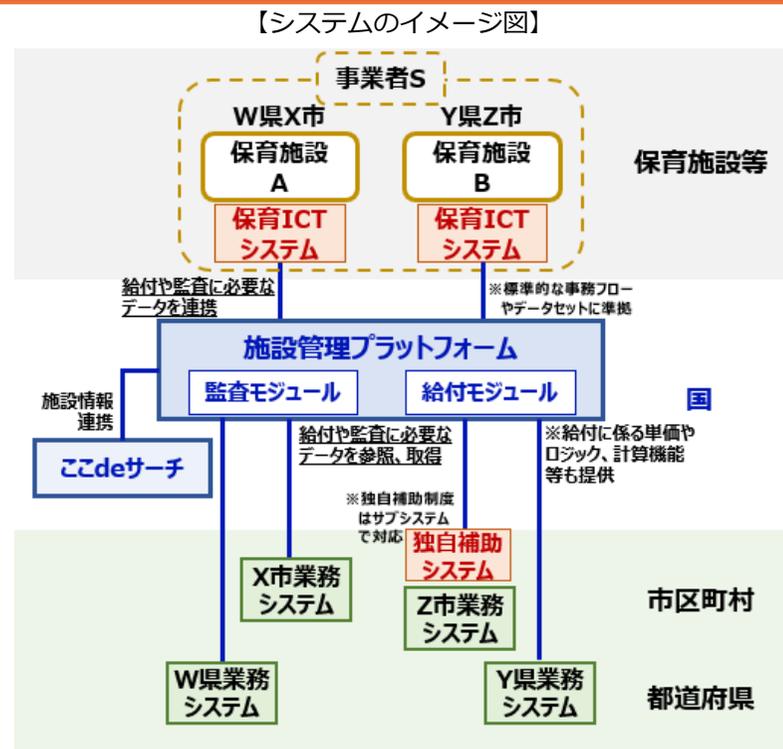
等の機能を有する全国的な基盤（施設管理プラットフォーム）を整備する。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。

※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。

## 実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）



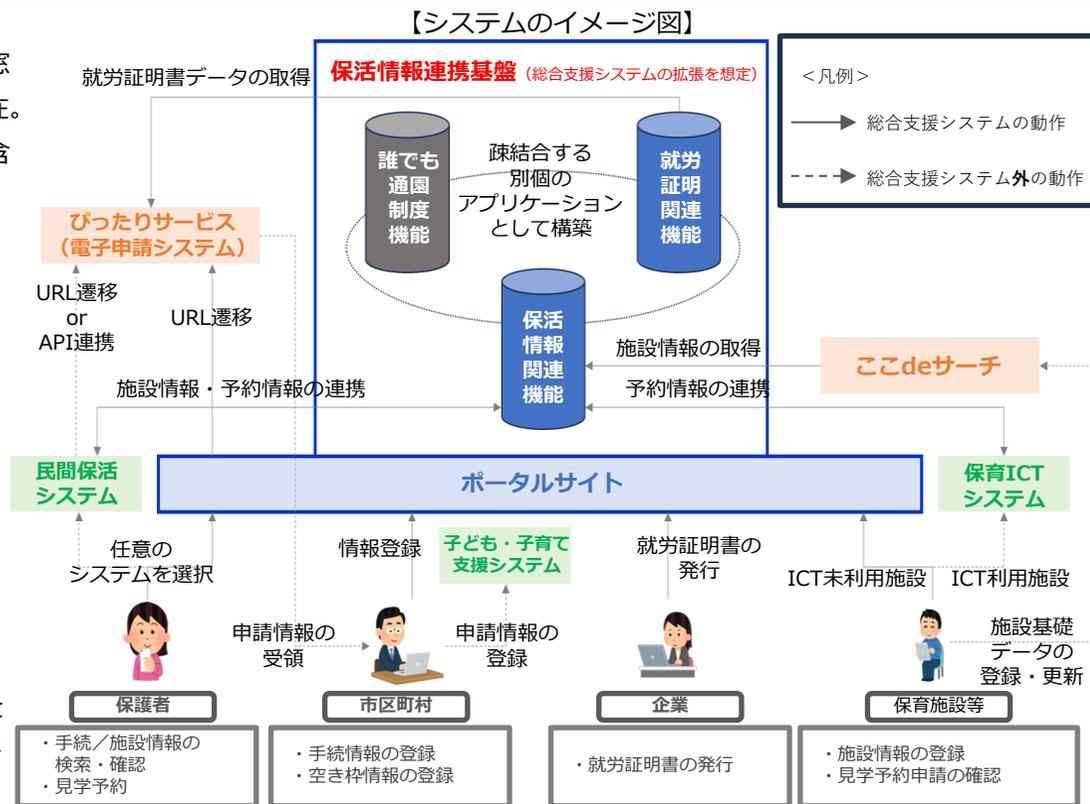
## 事業の目的

- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出を含む。）のオンライン・ワンストップを実現し、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び自治体の負担の軽減を図る。

## 事業の概要

- 保育施設等への入所申請にあたり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活に係る保護者の負担が大きいといった課題が存在。
  - こうした課題を解決し、保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現するために、
    - ・保護者が利用する民間保活システム
    - ・保育施設等の保育ICTシステム
    - ・自治体の電子申請システム 等と連携し、
- ① 手続／施設情報の検索・確認、見学予約（利用者向け）
  - ② 手続／空き枠情報の登録（市区町村向け）
  - ③ 就労証明書の発行（企業向け）
  - ④ 施設情報の登録、見学予約申請の確認（保育施設等向け）
- 等の機能を有する全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備する（令和7年度中にこども誰でも通園制度のシステムの改修中での構築を視野に入れて検討）。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。  
 ※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。



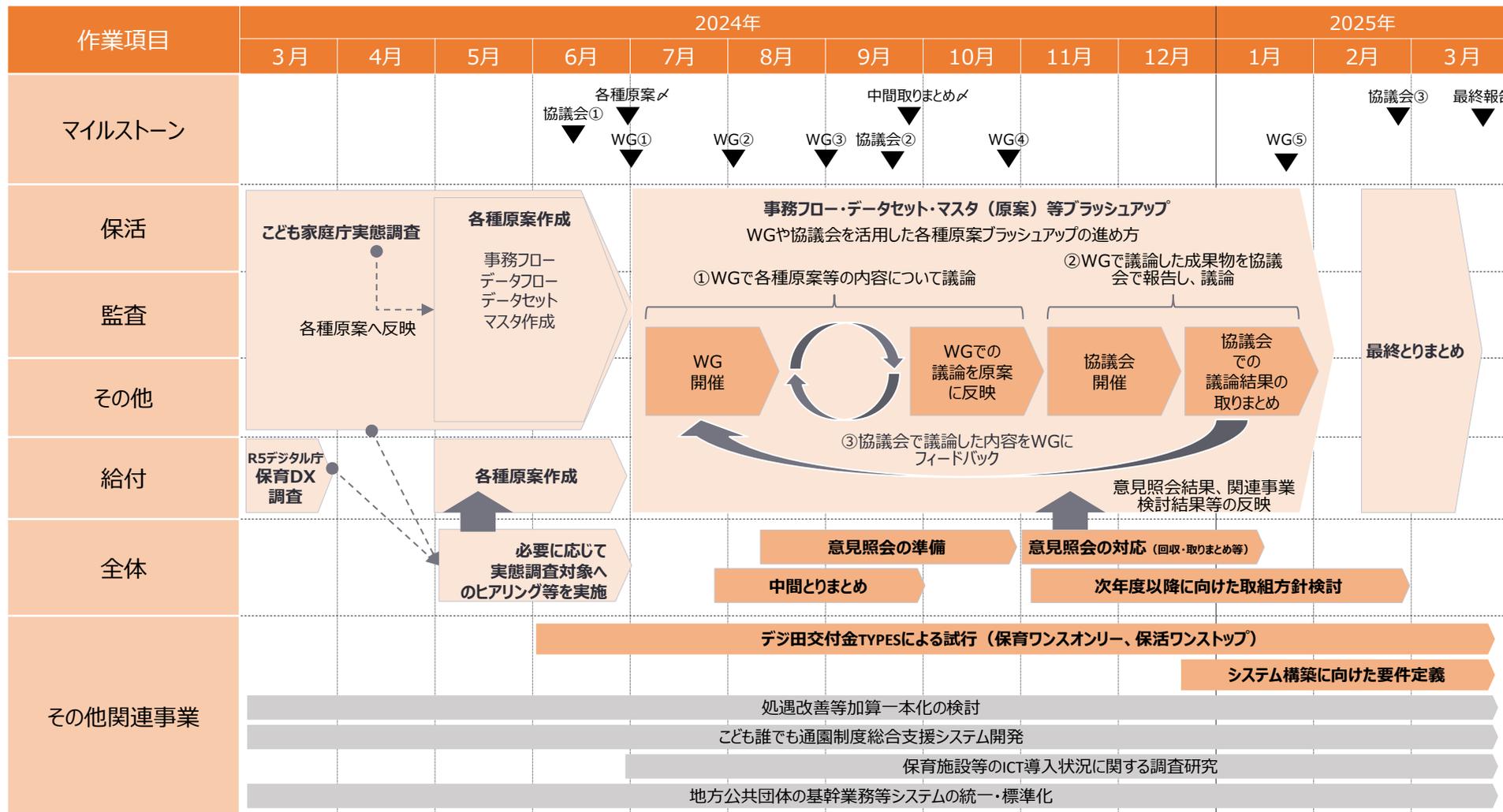
## 実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

# 1.2. 調査のスケジュール

「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会（第3回）」  
(令和7年2月26日) 資料

本調査は、2023年5月から2025年3月（予定）の期間で実施しています。



# 3.1. 協議会、ワーキング・グループの構成

給付・監査・保活等の事務・手続の実態を踏まえた課題の検討や、標準的な事務プロセスや事務フロー等の検討等を行うため、協議会及びワーキング・グループを開催しました。

## 保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会

・標準的な業務プロセス、事務プロセス・データセット等の全体像の検討

○吉田 正幸	株式会社保育システム研究所代表	
畑中 洋亮	一般財団法人GovTech東京業務執行理事、こども家庭庁参与	○：座長
奈良田 剛志	川崎市子ども未来局保育・幼児教育部保育第1課担当課長	
平野 裕見子	北海道函館市子ども未来部子どもサービス課課長	
林 真也	山口県周南市子ども未来部次長兼こども保育課課長	
藪井 幹久	愛知県知多郡美浜町厚生部健康・子育て課課長	
伊藤 唯道	全国保育協議会副会長	
安本 照正	全日本私立幼稚園連合会評議員	
篠崎 直人	特定非営利活動法人全国認定こども園協会理事	
岩田 孝一	日本電気株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 正会員）社会公共インテグレーション統括部 シニアプロフェッショナル	
柿沼 祐司	富士通Japan株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 正会員）Public & Education事業本部社会保障サービス 事業部シニアマネージャー	
小池 義則	一般社団法人こどもDX推進協会代表理事	（オブザーバー）文部科学省初等中等教育局幼児教育課

### 保活ワーキング・グループ

・保育所等入所申請業務関係等に係る検討

松浦 里美	静岡県子ども未来局幼保支援課課長
菅江 正幸	山形市子ども未来部保育育成課課長
飯嶋 登志伸	板橋区役所子ども家庭部保育サービス課課長
氏福 達也	長崎県東彼杵町こども健康課課長
和田 雅人	富士通Japan株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 正会員） Public & Education事業本部社会保障サービス事業部マネージャー
星加 良	株式会社コドモン（一般社団法人こどもDX推進協会 施設DX委員） 社長室 兼 プロダクト開発部プロダクトマネージャー

### 給付ワーキング・グループ

・施設型給付、施設等利用給付等に係る検討

中坪 幸恵	長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課課長
横村 瑞光	横浜市子ども青少年局保育・教育部保育・教育給付課長
福島 透	千葉県松戸市子ども部保育課保育運営担当室室長
野崎 孝幸	埼玉県上尾市子ども未来部部長
河上 明恵	栃木県芳賀郡茂木町保健福祉課福祉係副主幹
高石 尚和	キッズコネク特株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 給付・監査DX分科会員） 代表取締役
大森 啓太	若手インフォメーション・テクノロジー株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 給付・監査DX分科会員）こども未来部本部長

### 監査ワーキング・グループ

・施設監査、確認監査関係等に係る検討

高井 公知	東京都福祉局指導監査部指導第二課長
川越 信一郎	福岡県福祉労働部子育て支援課長
西尾 由輔	京都市子ども若者はぐみ局はぐみ創造推進室監査担当部長
池田 真樹	島根県松江市こども子育て部こども政策課長
遠藤 達雄	埼玉県新座市子ども未来部副部長兼保育課長
村松 輝将	荒川区子ども家庭部指導監査担当課長
高石 尚和	キッズコネク特株式会社（一般社団法人こどもDX推進協会 給付・監査DX分科会員）代表取締役

## 4.1. 意見照会の概要

2024年10月18日より、令和7年度以降の施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の構築及び運用を円滑に実現すべく、全国意見照会を実施しました。

### 意見照会の趣旨

- ✓ 令和7年度末以降の施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の構築及び運用を円滑に実現すべく、協議会及びWGにおいて検討した今後の保育DXの方向性やシステム導入も見据えた事務フロー、データセット、マスタ（原案）について、保育施設等や自治体等における業務上想定される論点や課題にはどのようなものがあるか等について、御意見を募りました。

### 調査対象

- ＜意見照会先＞
- ✓ 都道府県、指定都市、中核市、左記以外の市（区を含む）、町村
  - ✓ 保育・教育関連団体及び事業者（保育・教育施設を運営する事業者を含む）
- ＜施設種別＞
- ✓ 認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設

### 実施時期

- ✓ 令和6年10月18日（金）～ 令和6年11月29日（金）

### 意見照会結果

#### ・ 意見提出をいただいた団体数

団体種別	提出団体数
都道府県	34団体
指定都市	19団体
中核市	36団体
上記以外の市（区を含む。）	151団体
町村	97団体
事業者（保育・教育施設を運営する事業者を含む）	150団体
保育・教育関連団体	76団体
<b>計</b>	<b>563団体</b>

#### ・ 各質問項目に対し、意見提出をいただいた団体数

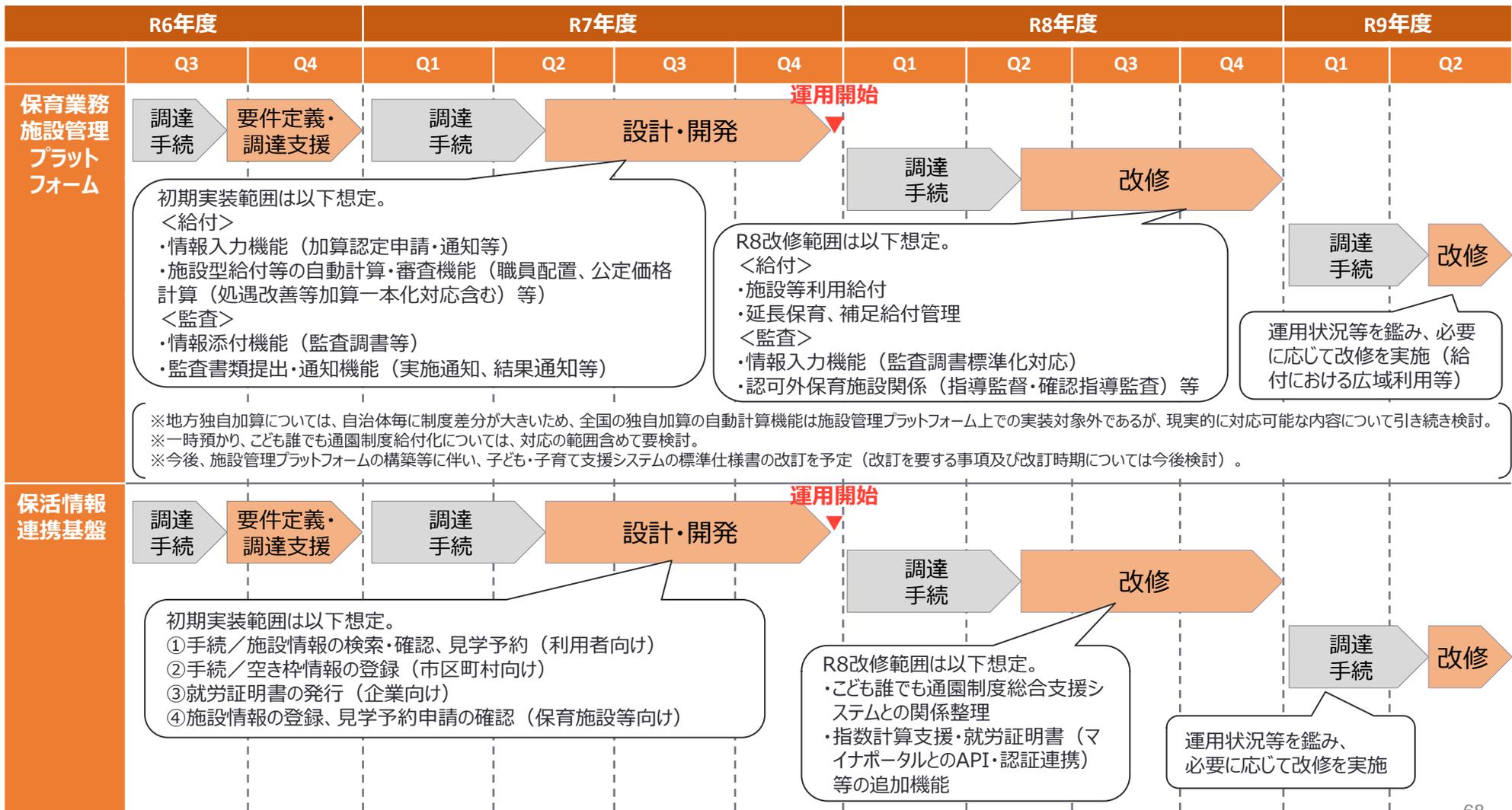
質問項目	ご意見数
保育DXの今後の方向性	101団体
システム構成図案	68団体
工程表案、令和7年度末以降システムへの実装対象案	73団体
システムを活用した将来的な事務の流れ（給付）	67団体
システムを活用した将来的な事務の流れ（監査）	33団体
システムを活用した将来的な事務の流れ（保活）	47団体
事務フロー・データセット・マスタ（案）	45団体

※意見提出をいただいた563団体のうち、418団体は、上記すべての質問項目に対して、意見なしと回答。

# 5.3.1. 工程表案

「保育分野における事務フロー・データセットに関する協議会（第3回）」  
(令和7年2月26日) 資料

令和7年度末以降に初期実装範囲にて運用を開始し、令和8年度以降にて運用状況等を踏まえ改修を実施する想定です。初期実装範囲事務の詳細は、次頁以降に記載します。



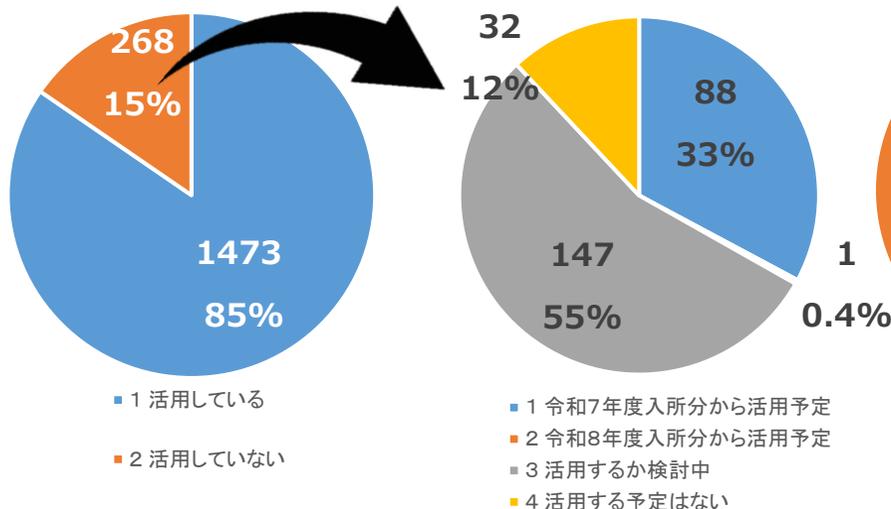
### 3. 就労証明書の項目の統一化・ オンライン化

# 保育所等における就労証明書（標準的な様式）の 「追加的記載項目欄」の活用状況について

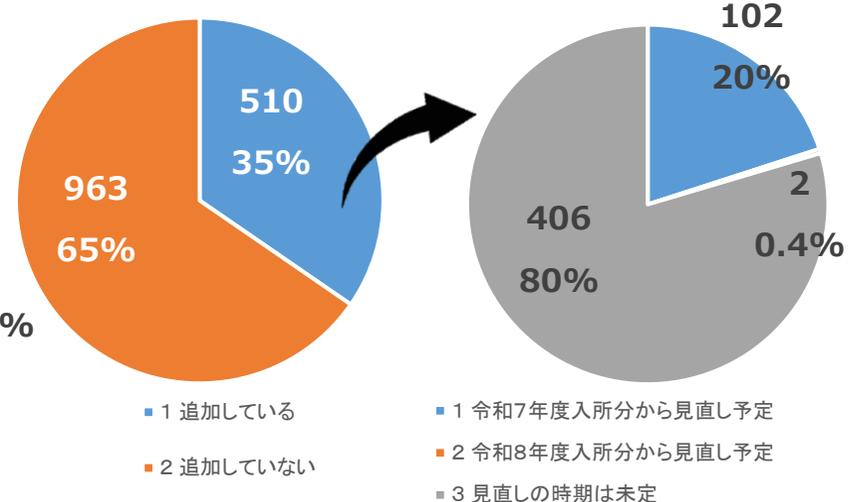
令和6年4月現在

- 就労証明書については、「就労証明書の標準的な様式について（通知）」（令和5年5月29日付け事務連絡）において、就労証明書の標準的な様式をお示しし、原則として令和6年4月入所分(令和5年10月頃)から使用していただくよう通知したところです。
- ※ 標準的な様式を原則使用することとする法令改正を実施済み。
- こうした中、様式は統一したものの独自項目が自治体ごとに様々追加されており、事務負担の軽減に繋がっていないことが判明しました。実態把握のため令和6年5月に標準的な様式の「追加的記載項目欄」の活用状況に関する調査（令和6年4月現在）を全自治体に対して実施しました。
- 調査結果では、自治体における標準的な様式の活用状況は下記のとおり、85%の自治体で標準的な様式を活用いただいておりますが、うち35%の自治体で追加的記載項目欄を活用し独自項目を設定しています。
- 標準的な様式については、必要不可欠な項目に限定した上で、追加的記載項目とすることも可能としておりますが、今般の調査により追加項目の精査を実施することとし、令和7年度入所事務からは、精査後の追加項目のみ、ぴったりサービス上で選択可能とします。
- 現在、前頁の5項目を追加した新たな標準的な様式（R6改訂）の活用状況等について、自治体に調査を実施する準備を進めており、年明けには取りまとめの予定です。また、当該様式について法令上も原則化すべく省令改正に向けて準備中です。

＜標準的な様式の活用状況調査結果＞



＜追加的記載項目の活用状況＞



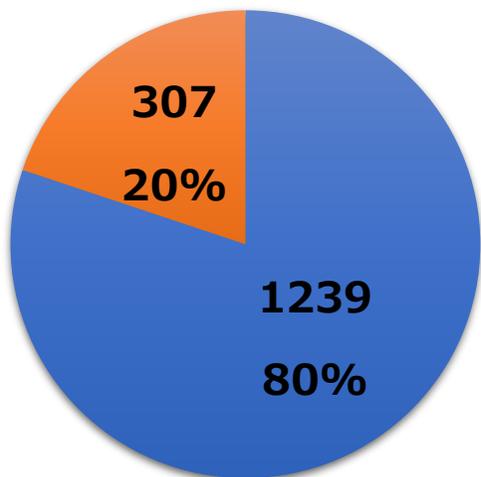
(注1) 自治体に対する調査について、回収率は100% (1741自治体 (都道府県+市町村+特別区))



# 保育所等における就労証明書の標準的な様式について

令和6年度は活用予定と検討中を含めると98%  
が活用する予定、検討中と回答  
令和6年10月1日現在

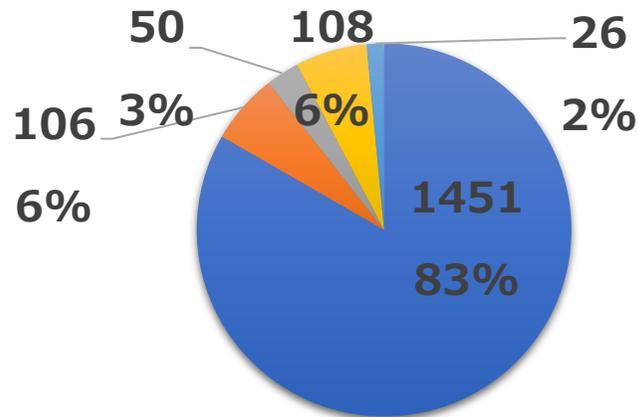
## <R5標準的な様式の活用状況調査結果>



- 1 活用している
- 2 活用していない

(注1) 自治体に対する調査について、回収率は88.8%  
(1546自治体/1741(市町村+特別区))  
(注2) 調査結果の詳細はHP掲載

## <R6標準的な様式 (R6改訂版) の活用状況調査結果>



- 1 活用している
- 2 令和7年度(5月以降)入所分から活用予定

(注3) 自治体に対する調査について、回収率は100%  
(1741自治体(市町村+特別区))

★ 「令和7年度(5月以降)入所分から活用予定」「令和8年度入所分から活用予定」「活用するか検討中」を加えると**98%**が活用する予定、検討中と回答

## 4. 保育ICTのロールモデル創出

〈保育対策総合支援事業費補助金〉 令和6年度補正予算 1.9億円

## 事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

## 事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

### ①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。

※事例の発掘に当たっては、別途実施する、保育ICTの導入状況に関する調査研究とも連携を図る。

※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。



### ②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たった伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。



### ③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。



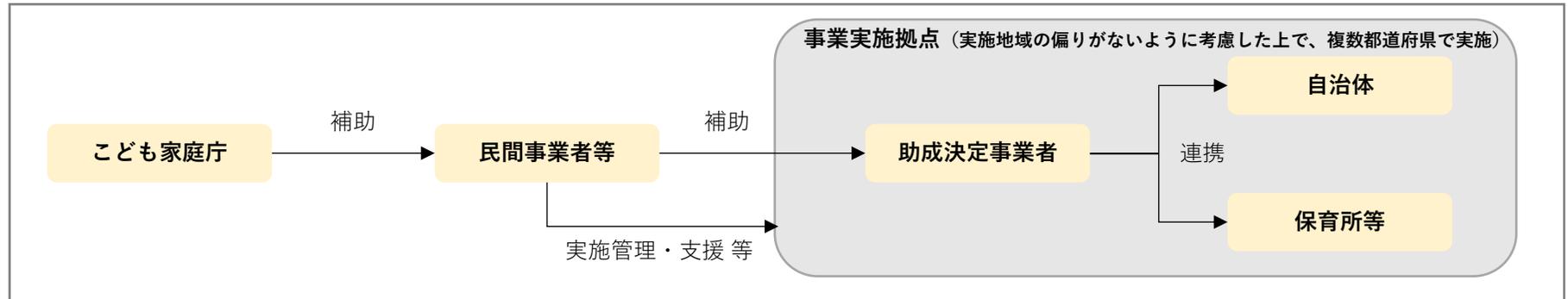
## 実施主体等

【実施主体】 保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】 定額

※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体及び連携事業者等）による事業の実施を管理。

## 事業概要のイメージ

### 事業スキーム



#### 【各者の役割】

- こども家庭庁 : 公募により本事業の実施主体となる保育ICTに知見を有する民間事業者等を決定し、補助を行う
- 民間事業者等 : 助成決定事業者を公募の上、こども家庭庁とともに審査・選定し、各拠点における取組の実施管理や支援を行うほか、参画自治体間のネットワーク形成に向けた定期連絡会議の開催や、全国への普及啓発等のためのシンポジウムの開催等を行う
- 助成決定事業者 : 自治体や保育所等と連携し、各拠点における①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発を行う（※あらかじめ連携する自治体との合意の下、助成の申込手続を行う）
- 自治体 : 助成決定事業者と連携し、拠点における各取組に伴走するほか、創出された事例について自治体内での横展開を行う
- 保育所等 : 助成決定事業者と連携し、拠点における各取組に参画する

### スケジュール（予定）

- ・ 令和7年2月頃：民間事業者等の公募開始
- ・ 令和7年4月頃：民間事業者等の審査・交付決定（こども家庭庁）
- ・ 令和7年5月頃：助成決定事業者の公募・審査・交付決定  
（民間事業者等）
- ・ 令和7年6月頃：各拠点における取組の開始
- ・ 令和8年2月頃：各拠点における取組の完了
- ・ 令和8年3月頃：事業報告会の開催

### 実施主体等（詳細）

- 【実施主体】 保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定）  
※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された助成決定事業者（自治体との連携を要する）による事業の実施を管理。
- 【補助額】 約1.9億円を上限額とする  
※ うち、助成決定事業者への補助に要する経費については、1助成決定事業者当たり、連携する自治体毎に1,200万円を上限とする
- 【補助率】 定額（国：10/10相当）

## 5. 子ども・子育て支援システム等

# 子ども・子育て支援システムの標準仕様書改訂について

## 現状

- 子ども・子育て支援システムについては、令和6年度の「地方公共団体におけるシステム（子ども・子育て支援）の標準化等に向けた調査研究」における検討を踏まえ、令和6年12月に1.2版を公開したところ。
- 並行して、保育業務施設管理プラットフォーム等の共通基盤の整備を進める中で、子ども・子育て支援システムと他システムとの連携等についても検討を行い、今後、標準仕様書の見直しを行う必要がある。

## 令和7年度の検討事項

- 令和7年度に検討を要する事項について、現時点では以下の内容を想定している。
  1. システム間の連携について  
国において整備を進めている保育業務施設管理プラットフォーム等との連携のための検討  
保育業務施設管理プラットフォームとの連携を踏まえた機能の検討 等
  2. 規制改革実施計画を踏まえた見直しについて  
規制改革実施計画（令和6年6月21日）を踏まえ、  
保育所利用料等についてeLTAXを活用した納付が可能となるよう見直しを検討
  3. 制度改正等に伴う見直しについて
    - ・小規模保育事業に係る制度改正に伴う見直し
    - ・戸籍や戸籍の附票、住民票における氏名の振り仮名法制化に伴う見直し
    - ・公定価格の要件の変更等に伴う見直し 等
  4. 指定都市要件の継続検討について  
令和6年度地方公共団体におけるシステム（子ども・子育て支援）の標準化等に向けた調査研究において、  
継続検討することとされた事項の検討
  5. その他  
PMOツールに寄せられた照会等への回答・自治体からの意見等を踏まえた見直しの検討  
自治体の標準準拠システムへの移行状況等を踏まえた適合基準日の検討 等

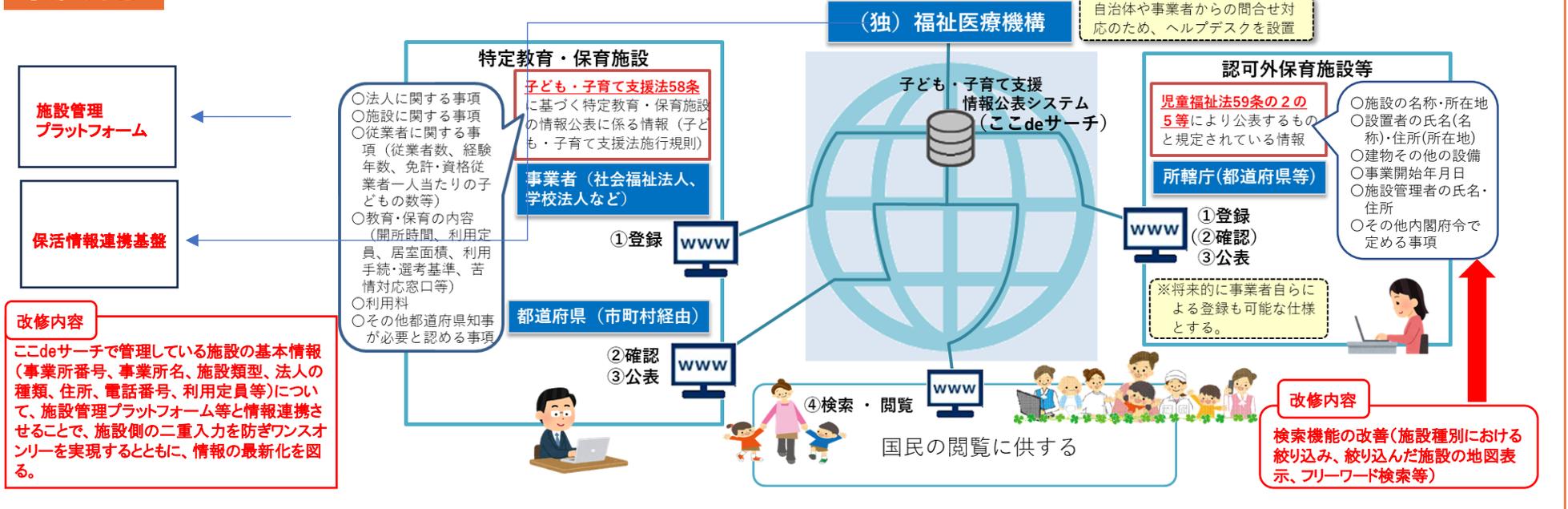
## スケジュールについて

標準仕様書改版に向けた検討会を開催し、令和7年秋頃に全国意見照会を実施予定。改訂時期は、検討会での議論等も踏まえ検討。

## 事業の目的

- 子ども・子育て支援法第58条に基づく特定教育・保育施設の情報公表及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、全国の施設・事業情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 令和6年度補正においては、認可外保育施設等に係る検索機能の改善（施設種別における絞り込み、絞り込んだ施設の地図表示、フリーワード検索等）のための改修及び保育ワンスオンリー（施設管理プラットフォーム）・保活ワンストップ（保活情報連携基盤）との連携のための改修に要する費用を上し、国民が保育所等の情報をより簡単に検索・閲覧できるようにする。

## 事業の概要



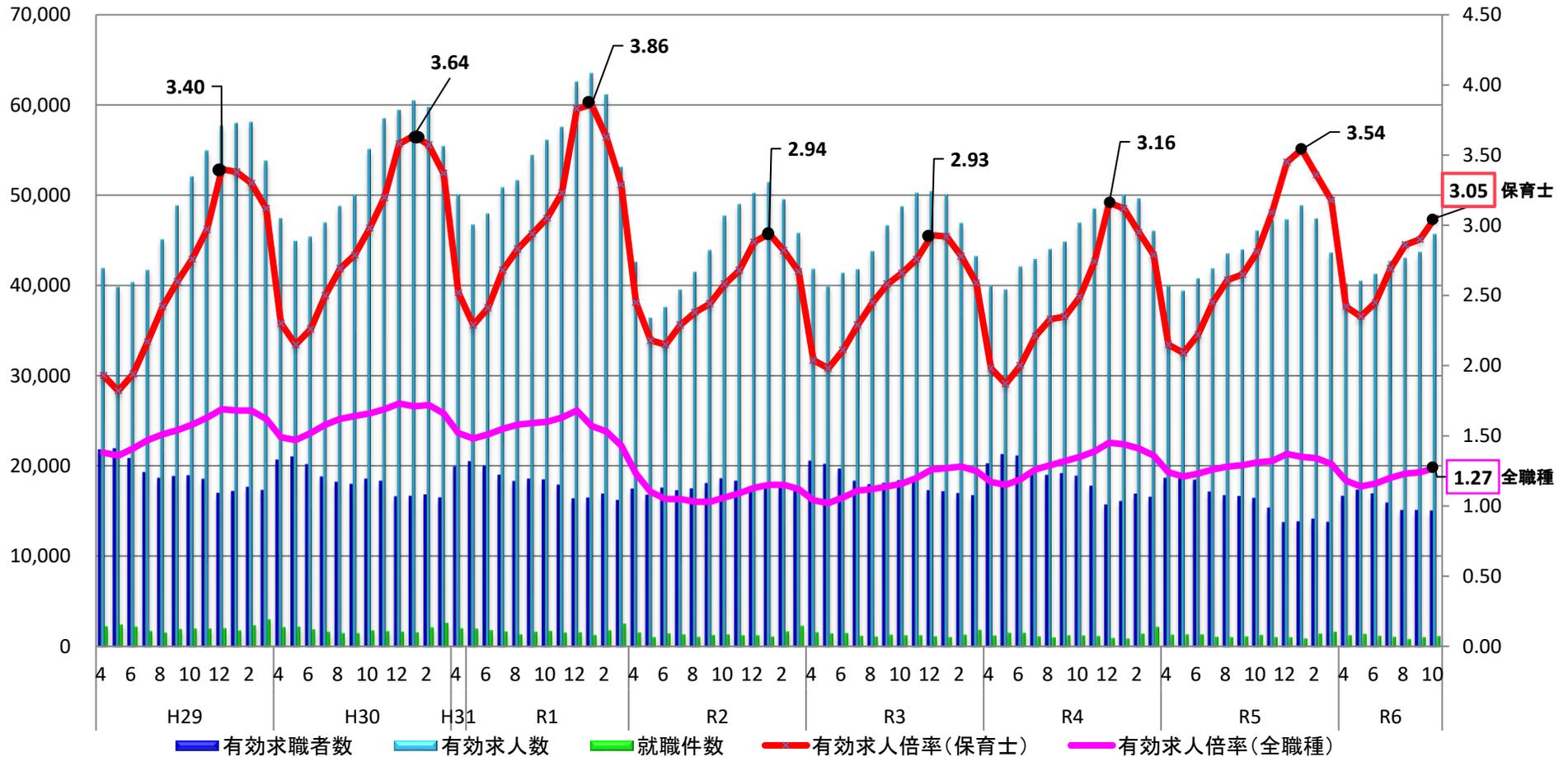
## 実施主体等

【実施主体】独立行政法人福祉医療機構

## **VII.** 保育人材の確保、保育の現場・職業の 魅力向上について

# 保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の令和6年10月の保育士の有効求人倍率は3.05倍(対前年同月比で0.24ポイント上昇)となっており、全職種平均の1.27倍(対前年同月比で0.04ポイント下落)と比べると、依然高い水準で推移している。



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(厚生労働省)

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。

※全職種の有効求人倍率は、実数である。

# 令和5年及び令和6年における保育士の各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年10月時点）

令和5年10月

	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規 求人数	有効 求人数	有効 求人倍率
全国	2,917	16,382	16,537	46,058	2.81
北海道	118	833	610	1,518	1.82
青森	40	215	119	320	1.49
岩手	47	238	93	311	1.31
宮城	83	316	389	840	2.66
秋田	30	121	71	180	1.49
山形	32	146	121	281	1.92
福島	72	220	190	547	2.49
茨城	66	264	341	813	3.08
栃木	54	253	492	1,446	5.72
群馬	43	244	140	388	1.59
埼玉	122	786	708	2,749	3.50
千葉	105	707	446	1,530	2.16
東京	258	1,697	2,166	6,516	3.84
神奈川	160	973	895	2,199	2.26
新潟	51	229	233	510	2.23
富山	11	80	93	312	3.90
石川	20	102	116	314	3.08
福井	19	71	98	260	3.66
山梨	31	124	111	277	2.23
長野	51	261	173	523	2.00
岐阜	44	210	161	582	2.77
静岡	56	321	555	1,195	3.72
愛知	126	725	676	2,116	2.92
三重	28	178	139	440	2.47
滋賀	40	201	365	782	3.89
京都	77	414	320	918	2.22
大阪	165	1,149	1,384	3,785	3.29
兵庫	133	780	650	1,763	2.26
奈良	27	174	206	478	2.75
和歌山	18	117	88	218	1.86
鳥取	17	83	89	297	3.58
島根	13	103	81	215	2.09
岡山	57	256	233	745	2.91
広島	63	362	647	1,632	4.51
山口	31	185	143	360	1.95
徳島	24	95	150	333	3.51
香川	31	126	103	288	2.29
愛媛	23	175	187	543	3.10
高知	14	119	86	257	2.16
福岡	133	769	908	2,410	3.13
佐賀	26	160	171	425	2.66
長崎	54	242	136	514	2.12
熊本	63	335	217	660	1.97
大分	42	212	186	447	2.11
宮崎	45	206	190	518	2.51
鹿児島	86	484	391	1,187	2.45
沖縄	68	321	470	1,116	3.48

令和6年10月

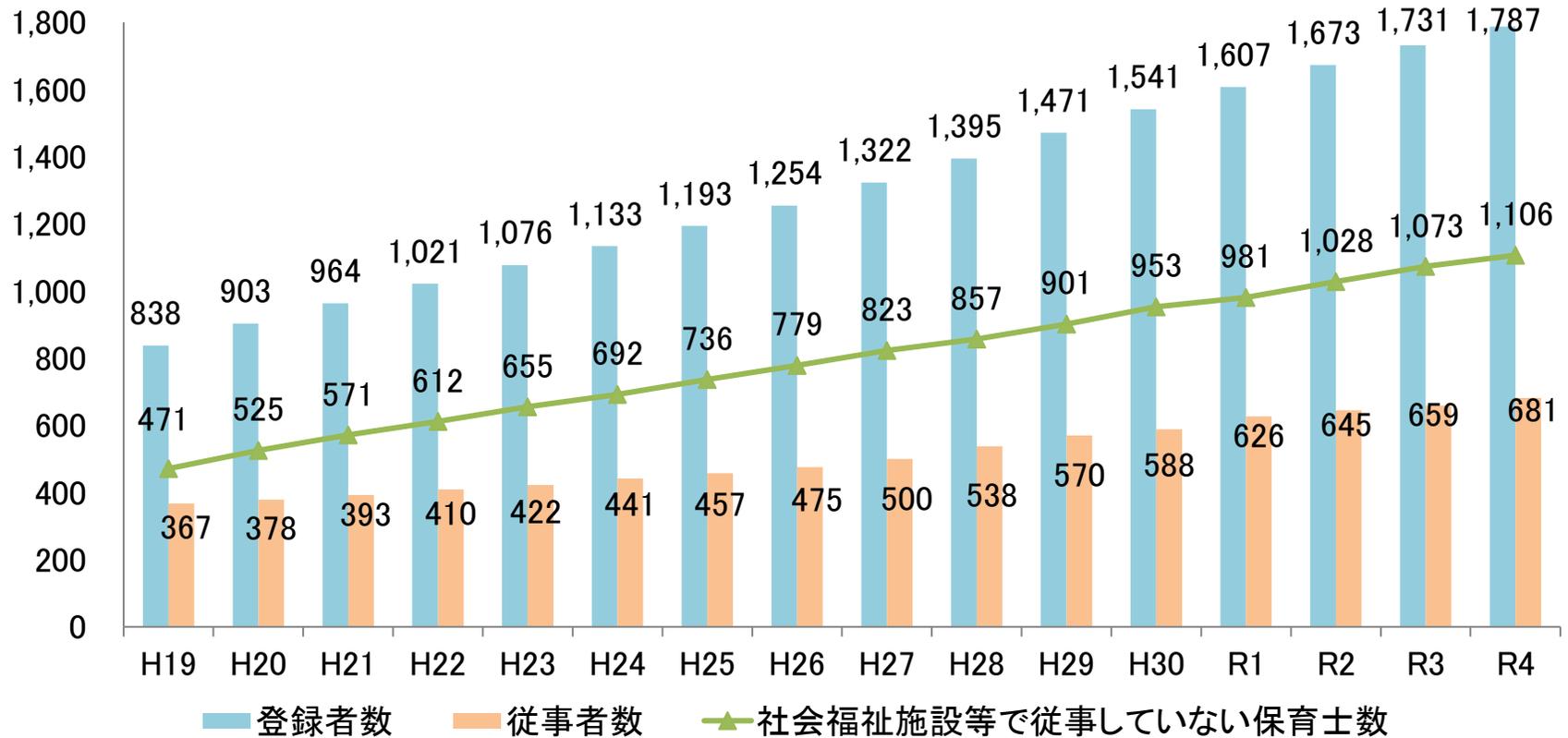
	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規 求人数	有効 求人数	有効 求人倍率
全国	2,778	14,989	16,853	45,679	3.05
北海道	114	753	542	1,603	2.13
青森	37	161	118	321	1.99
岩手	56	225	139	387	1.72
宮城	62	267	357	843	3.16
秋田	16	106	63	175	1.65
山形	29	111	156	340	3.06
福島	51	192	250	567	2.95
茨城	37	210	440	1,055	5.02
栃木	54	226	624	1,689	7.47
群馬	39	234	150	378	1.62
埼玉	111	679	654	2,472	3.64
千葉	103	635	663	1,519	2.39
東京	240	1,554	2,398	6,892	4.44
神奈川	147	864	691	2,238	2.59
新潟	27	178	178	484	2.72
富山	22	89	103	291	3.27
石川	24	117	83	244	2.09
福井	14	49	100	238	4.86
山梨	27	105	99	226	2.15
長野	61	255	164	521	2.04
岐阜	37	222	172	553	2.49
静岡	58	289	544	1,194	4.13
愛知	102	647	708	1,958	3.03
三重	18	166	165	425	2.56
滋賀	42	169	335	844	4.99
京都	77	341	338	899	2.64
大阪	179	1,059	1,100	3,266	3.08
兵庫	103	710	583	1,616	2.28
奈良	18	120	253	543	4.53
和歌山	25	133	120	229	1.72
鳥取	17	86	88	288	3.35
島根	17	92	89	233	2.53
岡山	50	245	412	756	3.09
広島	82	367	563	1,853	5.05
山口	40	184	134	406	2.21
徳島	25	98	111	295	3.01
香川	21	137	93	275	2.01
愛媛	36	147	198	474	3.22
高知	25	139	99	234	1.68
福岡	142	782	926	2,296	2.94
佐賀	37	149	161	429	2.88
長崎	48	252	201	519	2.06
熊本	64	318	260	639	2.01
大分	37	171	191	408	2.39
宮崎	48	202	212	497	2.46
鹿児島	92	446	368	990	2.22
沖縄	67	308	457	1,077	3.50

出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

# 保育士の登録者数と従事者数の推移

○ 保育士登録者数は約179万人、従事者数は約68万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者は111万人程度となっている。

(単位:千人)



出典: 登録者数:こども家庭庁成育局成育基盤課調べ(各年10月1日)

従事者数:厚生労働省「社会福祉施設等調査」(各年10月1日)の社会福祉施設に従事する(常勤換算でない)保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で回収率(例:保育所等の場合、平成28年の回収率:93.9%、平成29年の回収率:94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

※ 従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。

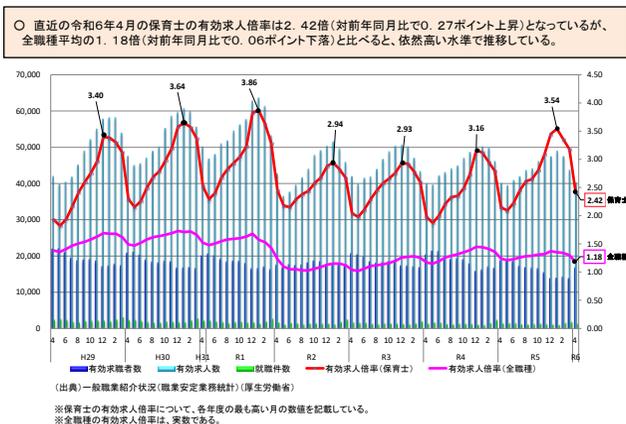
※ H23の従事者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。

※ 社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。

## 現状・課題等

○待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は2.42倍(令和6年4月)と全職種平均(1.18倍)と比べても高い水準となっている中で、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる

保育士の有効求人倍率の推移(全国)



## 【職場環境の整備】

○保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられている。また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間が取れないといった意見がある

## 【新規資格取得支援】

○若年人口が減少していく中で、保育士養成課程を置く大学、短大、専門学校への入学者数が減少傾向にある。学生の保育職への就職率の維持・向上も課題

## 【離職者の再就職や職場復帰の支援】

○保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要

## 令和7年度以降の対応等

### 取組の方向性

働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進

### ✓対応のポイント



- テクノロジー活用、現場の体制やサポートの充実
- 養成校等の取組の強化
- 保育士・保育所支援センターの機能強化

### 【働きやすい職場環境づくり】

- 保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進し、保育士がこどもと向き合う時間を確保
- 巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートを充実
- 休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進

### 【新規資格取得と就労の促進】

- 指定保育士養成施設への修学支援や保育所への就職促進の取組への支援を進める【R6補正、R7~】
- 保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援
- 地域限定保育士制度の一般制度化【法律改正・できるだけ早期に】
- 課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図る
- 保育士の登録に係るオンライン手続き化に取り組む

### 【離職者の再就職・職場復帰の促進】

- 保育士・保育所支援センターの法制化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進【法律改正・できるだけ早期に】
- 再就職や職場復帰の支援(就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等)
- 潜在保育士の段階的な職場復帰支援
- 職業安定行政と連携して、求人・求職の適切な環境の整備を進める

○総合的な保育士確保対策を推進し、保育の提供体制を確保する



- 【保育人材の増加傾向の維持(令和8年度)】
- 【保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持(令和8年度)】
- 【保育士・保育所支援センターへの登録者数の増加(令和8年度)】

#### 現状・課題等

- SNS上では、保育に関する誤った情報や保育士・保育の現場へのネガティブなイメージが生じ得る内容の情報も存在
- 正確な情報を発信することにより、保育士が進路選択にあたっての選択肢の一つとなること、現在保育士として従事する者が就業を継続すること、一度現場から離れた者の復帰、を後押しすることが必要



「ハローミライの保育士」トップページ



「ポスター」

#### 令和7年度以降の対応等

##### 取組の方向性

保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深め、保育人材の確保を図る

##### ✓対応のポイント



- 保育の現場や保育士の仕事の魅力の発信
- 保育の魅力・イメージ向上
- 関係者の連携協働、訴求対象を踏まえた取組

##### 【魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信】

- こども家庭庁のHPに「ハローミライの保育士」を開設  
主に中高生や資格所有者を対象として、保育所等の実践事例集や実践動画などを掲載し、保育の魅力を発信するとともに、中高生の保護者や進路指導担当者、地域の方など社会全体の保育士という職業への理解促進に取り組む

##### 【多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会等）】

- 保育人材確保懇談会  
保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る
- 保育雑誌編集者懇談会  
雑誌編集者との意見交換の場を設けることで保育雑誌を媒介とした保育現場への広報の強化を図る
- 保育士・保育所支援センター全国連絡会  
好事例の共有・意見交換の場を提供することにより、保育士・保育所支援センターの気運醸成や更なる取組強化を図る 等

##### 【自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援】

- 「保育士・保育の現場の魅力発信事業」による自治体の取組の支援
- 調査研究による効果的な取組事例の共有等



「保育人材確保懇談会」



- 保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、保育士を目指す学生を増やす  
【保育士を魅力的だと感じるこども・若者等の割合の増加（令和8年度）】

# 保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信に総合的に取り組む。

## 新規資格取得支援

- **保育士修学資金貸付の実施**（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
  - ・ 養成施設に通う学生を対象に、学費5万円（月額）や就職準備金20万円（最終回に限る）などを貸付し、卒業後、5年間の実務従事により返還を免除。
  - ・ 養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。【R6補正予算～】
- **保育士の資格等取得を支援**
  - ・ 保育所等で働きながら養成校卒業による資格等取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- **保育士試験の年2回実施**（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- **保育士養成施設の就職促進の取組への支援**
  - ・ 就職促進、キャリア教育等支援等の、指定保育士養成施設が組織的に実施する取組に要した費用の一部を支援する。【R7予算案～】

## 就業継続支援

- **保育所等におけるICT化の推進**
  - ・ ①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務、④キャッシュレス決済機能のうち必要なシステムの導入費用や、翻訳機等の導入を支援
  - ・ 自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げ【令和5年度補正予算～】
- **保育補助者の雇い上げの促進**（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
  - ・ 現在、保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、段階的に保育士として職場復帰できる足掛かりとなるよう、1年を限度に、保育補助者として従事することを可能とする。【R6予算～】
- **保育体制強化事業の促進**（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
  - ・ 保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算～】
  - ・ 園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算～】
- **保育士宿舍借り上げ支援**（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額7.5万円を上限※）、支給期間：採用から5年以内※）
  - ※令和7年度から対象となる者について適用。前年度に引き続いて当年度も事業の対象となる場合は前年度の補助基準額及び年数を適用。
- **保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援**
  - ・ 保育士のスキルアップや保育の質の確保・充実を図り働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
  - ・ 保育所等における勤務環境の改善や保育の質の向上などの助言又は指導を行う「保育事業者支援コンサルタント」による巡回支援を実施。
  - ・ 保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置。
  - ・ 保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象【R7予算案～】
  - ・ 都道府県域で実施する巡回支援について補助基準額の拡充【保育士への巡回支援についてはR6予算～、保育事業者への巡回支援についてはR7予算案～拡充】

## 離職者の再就職支援

- **保育士・保育所支援センターの機能強化**（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
  - ・ 保育士再就職支援コーディネーター等によるマッチングやマッチングシステムの導入、保育士キャリアアドバイザーによる保育所等への見学同行等の伴走支援、潜在保育士への職場復帰のための研修の実施などに要する費用を支援。
- **就職準備金貸付事業**（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

## 保育の現場・職業の魅力発信

- **保育の現場・職業の魅力発信**
  - ・ 自治体が行う情報発信サイトの開設など、様々な対象者に対する魅力発信への支援
  - ・ こども家庭庁では、保育に関する魅力発信プラットフォームを更新し、保育士の取組事例集等の掲載、SNS等の広報媒体を活用した保育の魅力発信を行う。また、保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る。（R6.3～）



魅力発信プラットフォーム  
「ハローミライの保育士」  
トップページ  
(こども家庭庁HP内に開設)

## 保育士・保育の現場の魅力発信に関する取組について

- 「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月20日公表）において「保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深め、保育人材の確保を図る」ことが示されたところ。
- こども家庭庁においては、その取組の一つとして下記内容の取組を進めているところであり、各自治体等において実施するイベント等にてご活用いただきたい。

こども家庭庁HP内に「ハローミライの保育士」を開設しリニューアル（令和6年3月）。

### 【サイト内コンテンツ例】

- ① 「保育士の日」など、保育士に関する基本的な情報
- ② 保育士・保育所支援センター等の地域の取組に関する情報
- ③ 保育現場で行われている歌や手遊びについて保育視点からの解説等に関する動画等
- ④ 保育行政に関する施策の発信

等



「ハローミライの保育士」  
トップページ

保育の仕事の魅力、専門性を広く知ってもらうことを目的とした動画の配信。



Youtuber「QuizKnock（クイズノック）」  
「【合格難易度S】東大卒は10日で保育士試験に合格できるのか【音楽の実技も】」  
※同チャンネルでは、2回目となるコラボ動画も公開中。

保育の魅力と専門性をイメージして作成したポスターをサイトに掲載。

ダウンロードし、自治体や学校・保育現場にて利用していただく。



この他、「保育士・保育所支援センター」を紹介する動画や、保育等の有識者が回答する現役保育士・学生による質問コーナー等を近日公開予定。

「ハローミライの保育士」リンク先：  
[https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hello\\_mirai](https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hello_mirai)

## **VIII.** 令和7年度予算案における事業等の拡充・見直しについて

# 令和7年度 保育関係予算案の概要

(令和7年度予算案・令和6年度補正予算)

(前年度予算額)

2兆4,512億円 + 2,125億円

(2兆2,960億円)

## 《保育関係予算案の主な内容》※点線内は令和6年度補正予算において計上

### 1 「こども未来戦略」に基づく対応

- こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。
- 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。
- 保育所等における1歳児の職員配置について6対1から5対1への改善を進める。

### 2 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等

#### ① 保育の提供体制の確保

- 受け皿の整備<一部補正予算>  
過疎地域の市町村における保育機能確保のための統廃合・多機能化、こども誰でも通園制度に係る整備費の国庫補助率を嵩上げする(1/2→2/3)。  
また、待機児童対策のための整備費について、補助率嵩上げ要件の見直しを行う。

- 過疎地域における保育機能確保・強化  
過疎地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として、地域の人々も交えた様々な取組を実施するための経費を支援し、多機能化を図るためのモデルを構築する。

#### ② こども誰でも通園制度の創設【一部再掲】

- こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。
- 利用者の利用予約、事業者の請求事務等を容易に行うことができるこども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守経費や機能改修経費を計上し、適切なシステム運用を図る。<一部補正予算>
- こども誰でも通園制度実施施設におけるICT化を推進するため、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。
- 広域的保育所等利用事業について、保育所等への送迎に支障が出ない範囲でこども誰でも通園制度実施施設への児童の送迎を可能とする。

## 《保育関係予算案の主な内容（続き）》

### 2 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等（続き）

#### ③ 保育人材の確保及び保育の質の向上等

- 指定保育士養成施設への修学の促進及び保育所等への就職率の向上を図るため、指定保育士養成施設に通う学生への修学資金貸付について、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。〈一部補正予算〉
- また、保育士・保育所支援センターの機能強化を図るとともに、保育士等の職場環境の改善のため、都道府県が実施する保育事業者に対する巡回支援について補助基準額の拡充を図るほか、保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象とする。
- 保育補助者雇上強化事業について、経験年数に応じた補助基準額に見直す。
- 保育士宿舍借り上げ支援事業について、補助基準上限額の見直し等を行う。
- 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業について、中高生段階から就職時期に渡る、保育士としてのキャリア選択を後押しする組織的な取り組みを積極的に行う指定保育士養成施設を支援するため、取組内容の明確化及び補助単価の見直しを行う。
- 保育所等における保育の内容の質の確保・向上を推進するため、保育士等に対する研修を実施・支援するとともに、地域における保育の質の向上の体制整備等に関する調査研究を実施する。

### 3 保育DXの推進等

#### ① 保育DXの推進

保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『i 保育所等の更なるICT環境整備』、『ii 給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の整備』、『iii 先端的な保育ICTのショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育ICTラボ」への支援』などを行う。

#### ② 保育所等におけるこどもの安全対策の推進

睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）、こどもの見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）や性被害防止のための設備支援など、こどもの安全対策に資する設備等の導入支援を行う。〈一部補正予算〉

### 4 多様な保育の充実

- 保育所等における医療的ケア児の支援について、「こども未来戦略」を踏まえ、効果的・効率的な巡回による看護師配置等を進めるとともに、医療的ケア児が園外活動を行う際の移動経費を新たに支援する。  
また、補助率嵩上げ要件の見直しを行う。（医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。）

## 《保育関係予算案の主な内容（続き）》

### 5 認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識・技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- また、指導監督基準を満たさない施設に対し、引き続き、基準を満たすために必要な施設の改修や移転及び保育士の資格取得に対する支援を行うことで、認可外保育施設の質の向上及び安全確保を図る。

### 6 子ども・子育て支援制度の推進

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

#### ① 子どものための教育・保育給付等

- 保育所等における1歳児の職員配置について6対1から5対1への改善を進める。【再掲】
- 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算の一本化等を行う。【一部再掲】
- その他、公定価格の改善を図る。

##### 【主な内容】

- ◇ 公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。
- ◇ 定員超過減算について待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。
- ◇ 主任保育士専任加算等の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。

#### ② 地域子ども・子育て支援事業

- 一時預かり事業について、一般型について補助基準額の見直しを行うとともに、幼稚園型Ⅰについて職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行う。
- 延長保育事業について、事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所の通常の保育時間における配置基準と同様となるよう引き上げるとともに、平均対象児童数が21人以上の施設における補助の拡充を行う。
- 病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配を行う。

## 《保育関係予算案の主な内容（続き）》

### ③ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

- 仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。
- 企業主導型保育事業について、次の拡充等を行う。

#### 【主な内容】

- ◇ 認可保育所等における改正を踏まえた改善
  - ・ 職員の配置の充実（3歳児および4・5歳児）、延長保育加算・病児保育加算・医療的ケア児保育支援加算の改正
- ◇ 令和6年人事院勧告を踏まえた処遇改善
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、発行枚数の管理等、適切な執行管理の継続や持続可能な制度運用の在り方の検討を進めつつ、多様な働き方をしている労働者におけるベビーシッター派遣サービスの利用を支援する。

## 7 その他

- 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフティングの観点及び子ども・子育て支援加速化プランに基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得る。
- 「待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組」により実施する財政支援など、待機児童対策として設けられた補助率・補助単価の嵩上げや補助要件の設定について見直しを実施。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数（459億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職や保育所等の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育所等に勤務する保育士が保育分野で就業を継続するために必要な相談支援を行い、また保育士の負担軽減を図る観点から保育補助者・保育支援者の確保を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の一部を補助する。

## 事業の概要

- 【主な事業内容】
  - 潜在保育士に対する取組
    - ・ 再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供のほか、保育士キャリアアドバイザーを配置し、保育所等への見学同行等の伴走支援を行う。
  - 人材バンク機能等の活用
    - ・ 保育所からの離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
    - ・ また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。
- 【事業実績】
  - 全国で72か所設置（内訳：都道府県46か所、指定都市・中核市26か所。令和5年6月時点）
  - 保育士・保育所支援センターの紹介による就職件数 4,467件（令和4年度）

## 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市
- 【補助割合】 国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2
- 【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費：基本分 2,129千円  
 取組に応じた加算分 3,434千円（普及啓発経費加算）、2,090千円（養成校等との連携加算）  
 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円（※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算  
 復職前研修実施経費：477千円、出張相談会等の離職した保育士等に対する再就職支援：6,372千円、  
 保育士登録簿を活用した就職促進：3,588千円、マッチングシステム導入費：7,000千円  
 保育士キャリアアドバイザー雇上費：200千円（月額）  
 ※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 (459億円の内数)  
※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

## 事業の概要

- ①保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等や働き方の見直し等に関する助言又は指導、保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・充実を図り、働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
- ②保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや、保育の質の向上に関すること、働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため「保育事業者支援コンサルタント」による巡回相談を実施。
- ③放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ④保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催
- ⑤公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合を開催

⇒②のメニューにおいて、以下の見直しを実施

- ・ 保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援を補助対象とする。
- ・ 都道府県域で事業を実施する場合、「保育事業者支援コンサルタント」を更にもう一人雇い上げることができるよう補助基準額を見直し。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村 【補助率】 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

【補助単価】 ①～③ 4,064千円 (①及び②については、都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円)

④、⑤ 1,641千円

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 (459億円の内数)  
※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）等を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作ることなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。

## 事業の概要

### 【概要】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

- ・ 保育士資格を有しない保育補助者  
保育士の補助を行い、保育士の業務負担を軽減する。  
※事業者は保育補助者に対して、資格取得支援事業などの活用による保育士資格の取得（保育士試験又は保育士養成施設卒業）を促す。
- ・ 保育士資格を有する保育補助者  
現に保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、一定期間保育補助者として従事することで、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとする。  
※補助対象となるのは1年間を限度

## 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

(定員121人未満の施設) 保育補助者の経験年数 3年未満 1,953千円、3年以上7年未満 2,441千円、7年以上 3,255千円  
(定員121人以上の施設) 保育補助者の経験年数 3年未満 3,906千円、3年以上7年未満 4,882千円、7年以上 6,510千円

※保育補助者を複数配置している施設における経験年数の考え方は、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定

※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げとなる施設においては中間層の補助基準額を適用する経過措置あり

【保育補助者の要件】 現に保育士として就業していない保育士資格を有する者、保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】

国：3／4、都道府県：1／8・市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8

国：3／4、市区町村：1／4

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 464億円の内数 (459億円の内数)  
※ ( ) 内は前年度当初予算額

## 事業の目的

- 保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

## 事業の概要

【対象者】 採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士

※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用

### 《見直し》

- ⇒ 令和6年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（採用された日から起算して6年→5年以内）を行う
- ⇒ 令和7年度から対象となる者について、補助基準上限額（上限額の最大値及び市区町村別の上限値）の見直しを行う

## 実施主体等

【実施主体】 市区町村（※）

※保育提供体制の確保のための「実施計画」採択自治体。

【補助基準額】 月額75,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

※補助基準上限額及び市区町村別の一人当たりの月額（上限）について見直し

※令和7年度から対象となる者について適用。

※令和6年度以前から対象となっている者については経過措置あり

※一人一回限りの適用（やむを得ない事情により離職した場合を除く）とする要件の見直し

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

※特別区及び財政力指数が1.0を超える自治体：3/8（国：3/8、事業者：1/4）

## 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続について

### 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について(対応方針)

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフットィングの観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。

保育所等については、令和3年1月25日開催の社会保障審議会福祉部会において、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとなっていたが、公費助成を廃止するという結論に至るほど、他の経営主体の参入が大きく進んでいる状況にはない。

一方、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)においては、保育所等の職員配置基準の改善や更なる処遇改善、こども誰でも通園制度の創設が盛り込まれており、これらの「こども・子育て支援加速化プラン」を着実に推進するためには保育人材確保は大変重要な課題である。

このため、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点及びこども未来戦略(こども・子育て支援加速化プラン)に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得ることとする。

(参考:各福祉制度の運営主体の割合)

		公営割合	社会福祉法人割合	株式会社 ・NPO等割合	資料出所
保育	令和4年	25.5%	53.3%	21.2%	社会福祉施設等調査
介護	公費助成廃止時(平成18年)	2.1%	31.7%	66.2%	介護サービス施設・事業所調査
障害	公費助成廃止時(平成28年)	1.9%	33.7%	64.4%	社会福祉施設等調査

## 事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

## 事業の概要

- 【実施主体】（独）福祉医療機構
- 【加入対象となる施設・事業】 社会福祉法人が経営する
  - ①社会福祉施設等（保育所等）
  - ②特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
  - ③申出施設等（介護老人保健施設等）

● 【財政方式】 賦課方式

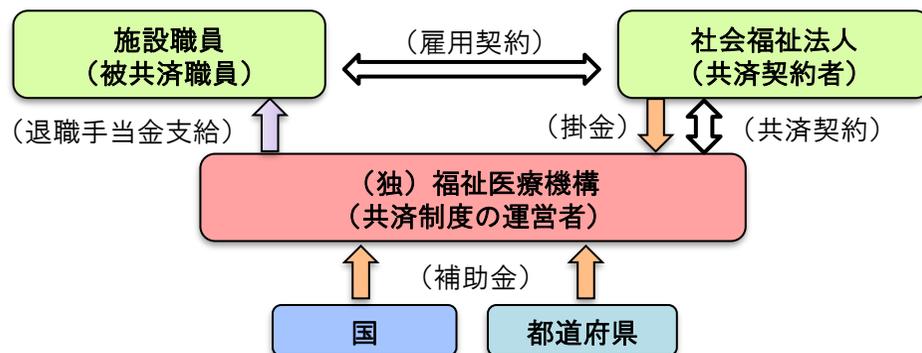
● 【支給財源】 ①社会福祉施設等（1人当たり掛金 年額45,500円 [R6年度]）

経営者 (掛金) 1/3	国 1/3	県 1/3
--------------------	----------	----------

②特定介護保険施設等、③申出施設等（1人当たり掛金 年額136,500円 [R6年度]）

経営者 (掛金が3倍) 3/3
-----------------------

## 制度の仕組み等



## 対象施設（児童福祉分野）

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（共済法第二条第1項第二号）
- ・ 幼保連携型認定こども園（共済法第二条第1項第三号）
- ・ 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業（共済法第二条第2項第一号）
- ・ 障害児通所支援事業（共済法第二条第3項第一号）
- ・ 障害児入所施設（共済法第二条第3項第二号）
- ・ 小規模保育事業（共済法施行令第二条第1項）

### Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

#### Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

##### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

##### （2）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
  - ① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった**4・5歳児について、30対1から25対1への改善**を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
  - ② 2025年度以降、**1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。**
- また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、**民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。**
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、**事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告**することを求めるとともに、**報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。**

## こども未来戦略（抄）（令和5年12月22日 閣議決定）

### Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

#### Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

##### （3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、**現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設**する。
- 具体的には、**2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施**できるよう、**所要の法案を次期通常国会に提出**する。
- 2025年度からの制度化に向けて、**2023年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。**
- 病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本単価分の引上げ等を、2024年度から行う。

## **Ⅸ.** 児童福祉法等の一部改正関係について

# 1. 保育所等における虐待の通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

## ①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある**。
  - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある**。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

## ②改正内容（案）

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
  - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
  - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
  - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
  - ・都道府県による虐待の状況等の公表
  - ・国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

# ① 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

調査の結果、

- ・「不適切な保育」の捉え方や
- ・保育所、自治体における取組・対応にばらつきが見られた。

調査結果を踏まえ、

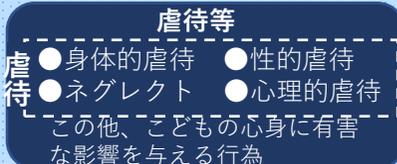
- ・「不適切な保育」の考え方を明確化
- ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、各自治体に求められる事項等を整理

## 「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

### 〔「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図〕

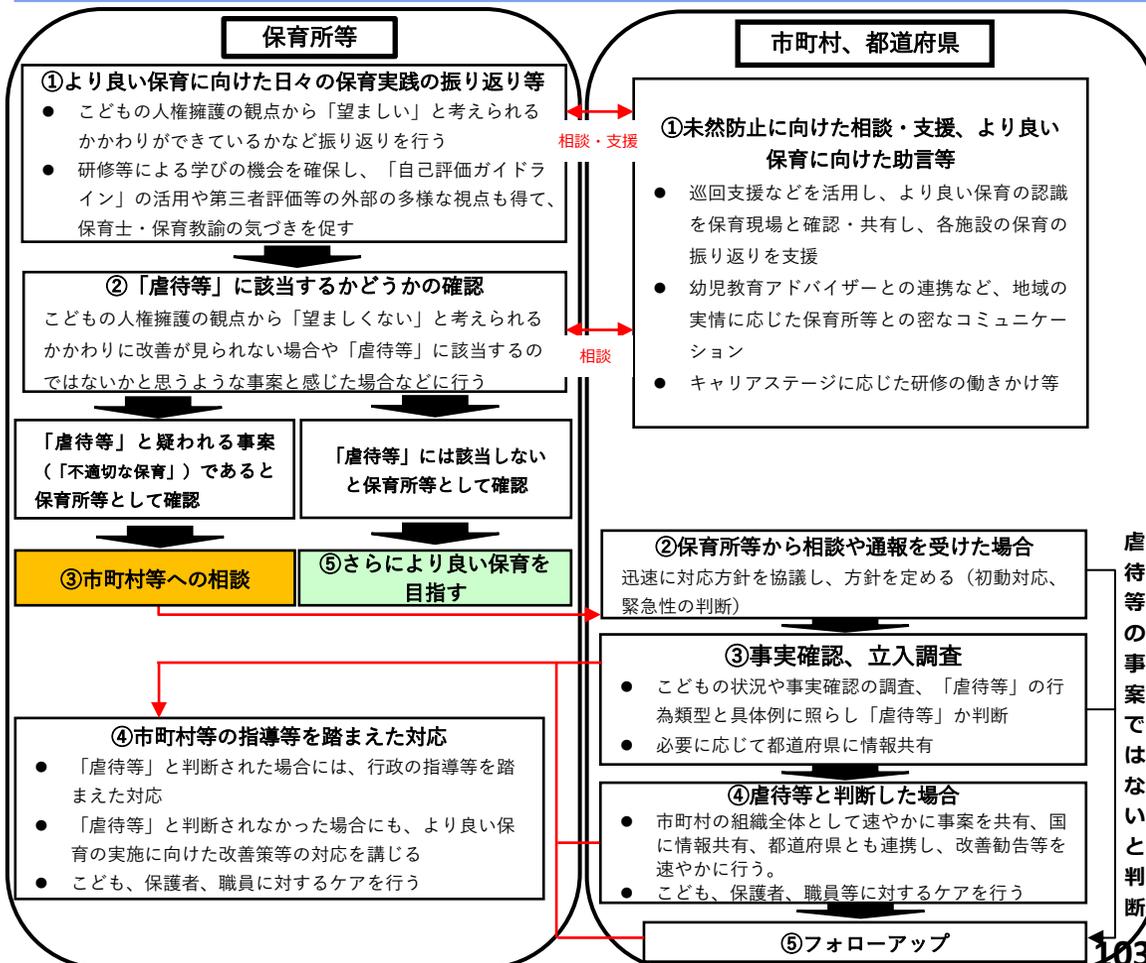
こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)



虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 <small>※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。</small>
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくない」と考えられるかかわり	こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわり

## 保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート



虐待等の事案ではないと判断

(※) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴なかかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、⑤差別的なかかわり）とを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、「不適切な保育」の位置づけを見直した。

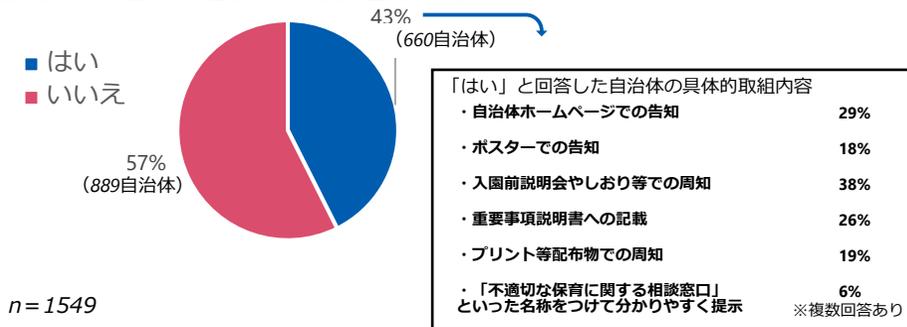
# (参考) 「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」 (令和4年12月～2月実施)の結果について(概要)

- 自治体等に対して、令和4年4月～12月の「不適切な保育」(子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為(※))を調査したところ、保育所(22,720施設)については、市町村が当該行為が疑われるとして事実確認を行ったのは1,492件。このうち、市町村が当該行為の事実を確認したのは914件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は9.5%)。このうち、市町村が「虐待」と確認したのは90件(事実確認後、都道府県に対して情報提供を行った割合は27.8%)。

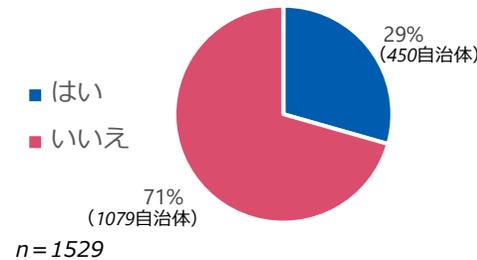
(※) ①子ども一人一人の人格を尊重しない関わり、②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴な関わり、④子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり、⑤差別的な関わり

- また、自治体等の体制等や未然防止の取組は下記のとおり。

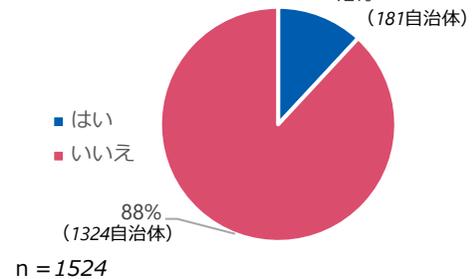
## 相談窓口やコールセンターの設置の有無



## 施設から自治体への報告基準や手続を各施設に周知しているか



## 緊急性等の判断プロセス及び判断基準を明確に定めているか



(注1) 自治体等に対する調査について、保育所の回収率は88.2% ((47/47(都道府県)、1530自治体/1741(市町村+特別区)))

(注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)、幼稚園・特別支援学校幼稚部(※)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

(※) 幼稚園・特別支援学校幼稚部に係る個別事業の件数は、別調査(体罰の実態把握について)より把握

(注3) 保育所の数は、令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)

- 施設に対して、令和4年4月～12の月「不適切な保育」の件数を尋ねたところ、保育所については、0件と回答した施設が73%(15,757施設)、1～5件まで合わせると90%(19,369施設)となった一方で、31件以上の件数を回答した施設(82施設(全体の0.4%))から、全体の約4割の件数の回答があり、「不適切な保育」の捉え方にばらつきが見られた。

(注1) 施設に対する調査について、保育所の回収率は95.3%(21,649施設/22,720施設(令和3年社会福祉施設等調査より(令和3年10月1日時点)))

(注2) 同様の調査を、地域型保育事業、認可外保育施設、認定こども園(全類型)に対しても実施しており、調査結果はHP掲載

## 2. 3～5歳児のみを対象とする小規模 保育事業の創設について

施行日：令和8年4月1日

### ①制度の現状・背景

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、**0～2歳のこどもを対象に保育を行う事業**。ただし、3～5歳のこどもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能。

(※) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三（略）

②～⑨（略）

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 **満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して**、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、**前号に規定する施設において**、保育を行う事業

⑪～⑲（略）

(※) 令和5年4月には、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2歳のこどもを対象とする小規模保育事業において3～5歳のこどもを受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断することができるよう、通知を発出。

- 平成29年からは、**国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能とされているところ**、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、**3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。**

### ②改正内容（案）

- 国家戦略特区における特例措置の実施状況を踏まえつつ、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、**国家戦略特区の特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする。**

### 3. 保育士・保育所支援センターの法定 化について

施行日：令和7年10月1日

## ①制度の現状・背景

- **保育人材の確保は恒常的な課題**であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、**保育人材確保策の強化を図る必要**がある。
- 保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「**保育士・保育所支援センター**」(※)について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。  
(※) 令和6年10月1日時点において、46都道府県75か所で実施されている。

## ②改正内容(案)

- **都道府県が、以下の業務を行う拠点(「保育士・保育所支援センター」)としての機能を担う体制を整備するものとする規定を設ける。** ※指定都市・中核市は努力義務。
  - ① 保育に関する**業務への関心を高めるための広報**
  - ② 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、**職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援**
  - ③ 保育所の設置者に対する、**保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助**
  - ④ ①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- **保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力**に関する努力義務規定を設ける。

# 全国の保育士・保育所支援センター (令和6年10月現在)

NO	都道府県名	実施団体	NO	都道府県名	実施団体
1	北海道	北海道 保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課	39	高槻市	高槻市 子ども未来部保育幼稚園総務課
2	札幌市	パーソルテンプスタッフ株式会社	40	豊中市	豊中市 こども未来部こども事業課内 保育士・保育所支援センター
3	青森県	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	41	枚方市	枚方市 子ども未来部私立保育幼稚園課
4	岩手県	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	42	吹田市	吹田市 吹田市保育士・保育所支援センター
5	宮城県	一般社団法人 宮城県保育協議会	43	兵庫県	公益社団法人 兵庫県保育協会
6	秋田市	秋田市	44	神戸市	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟
7	山形県	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会	45	姫路市	姫路市 姫路市保育士・保育所支援センター
8	福島県	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	46	西宮市	一般社団法人 西宮市私立保育協会
9	郡山市	郡山市	47	尼崎市	尼崎市 尼崎市保育士・保育所支援センター
10	茨城県	一般社団法人いばらき保育サポートセンター	48	明石市	明石市 明石市保育士総合サポートセンター
11	栃木県 (宇都宮市)	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	49	奈良県	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会
12	群馬県	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会	50	和歌山県	社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会
13	前橋市	前橋市	51	鳥取県	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
14	高崎市	特定非営利活動法人ぐんまこどもわくわくサポーターズ	52	島根県	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会
15	埼玉県	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会	53	岡山県	岡山県 岡山県保育士・保育所支援センター
16	千葉県	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	54	岡山市	岡山市 岡山市保育士・保育所支援センター
17	東京都	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	55	倉敷市	倉敷市 倉敷市保育士・保育所支援センター
18	神奈川県 (横浜、川崎市 横須賀市・相模原市)	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	56	広島県	広島県 広島県保育士人材バンク (安心保育推進課内)
19	相模原市	パーソルビジネスプロセステザイン(株)	57	福山市	福山市 福山市保育士等復職相談窓口 (保育施設課内)
20	新潟県	新潟県保育連盟	58	山口県	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
21	富山県	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	59	下関市	下関市 下関市保育士・保育所支援センター
22	石川県	社会福祉法人 石川県社会福祉協議会	60	徳島県	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
23	福井県	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会	61	香川県	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
24	山梨県	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	62	愛媛県	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
25	長野県	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	63	高知県	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
26	岐阜県	岐阜県	64	福岡県	公益社団法人 福岡県保育協会
27	静岡県 (静岡市)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	65	北九州市	北九州市 子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課
28	愛知県	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会	66	福岡市	福岡市 福岡市保育士・保育所支援センター
29	名古屋市	公益社団法人 名古屋民間保育園連盟	67	久留米市	久留米市 保育士・保育所支援センター
30	豊橋市	豊橋市	68	佐賀県	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会
31	岡崎市	岡崎市	69	長崎県	一般社団法人 長崎県保育協会
32	三重県	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	70	熊本県 (熊本市)	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
33	滋賀県 (大津市)	一般社団法人 滋賀県保育協議会	71	大分県	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
34	京都府	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	72	宮崎県	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
35	京都市	公益社団法人 京都市保育園連盟	73	鹿児島県	鹿児島県 鹿児島県保育士人材バンクWEBサイト
36	大阪府	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	74	鹿児島市	一般社団法人 鹿児島市保育園協会
37	大阪市	一般社団法人 大阪市私立保育園連盟	75	沖縄県	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター
38	堺市	堺市			計 75か所

※46都道府県(秋田県においては、秋田市で実施)75か所が実施。うち32自治体で社会福祉協議会が実施。  
 ※栃木県、神奈川県、静岡県、滋賀県、熊本県は管内の指定都市、中核市と合同で設置しているため、合わせて1件としている。

# 保育士・保育所支援センターの取組事例

保保センター職員が、直接保育所等に出向いて、求人情報では把握できない保育所等の雰囲気や方針を収集。

求職者への丁寧なカウンセリングに生かし、また、施設見学への同行や求職者が聞きづらい処遇面等を質問するなどして伴走型の支援を実施。

就職件数の実績は伸びにくいですが、定着率やマッチング率は高いとのこと。

(例: 埼玉県)



## 埼玉県保育士・保育所支援センター

### 【センター概要】

○埼玉県社会福祉協議会に委託。

### 【事業概要】

○センターへの登録は対面・オンラインのいずれも可能であるが、オンライン登録の場合には電話により詳細を確認。

○就職相談においては、求人票だけでなく、実際に訪問して得た情報を活用している。求職者が子育て中ならば、子育てしている職員が多い保育所、求職者が男性保育士ならば男性保育士が働いている保育所を紹介するなどし、ミスマッチを防いでいる。

○マッチング率は77%  
(就職138件／紹介179件)

## **X.** 制度見直し（経過措置への対応）について

(1) 地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における連携施設に関する経過措置

概要	<p>地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の事業者は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、子ども・子育て支援新制度の施行日から10年を経過する日までの間は、連携施設を確保する必要がないこととされている。</p> <p>（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条、特定教育・保育教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条）</p>
----	---



対応方針	<p><b>（経過措置の延長について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経過措置が終了した場合において、認可基準を満たさなくなる施設がおよそ29.6%を占めている状況を踏まえると、<b>経過措置に関しては、前回同様、5年間延長することとする</b>（第3期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である令和11年度末まで延長）。</li> <li>○ 一方で、新制度施行から10年が経過し、この間、累次の基準緩和を行ってきたにもかかわらず、<b>連携施設の設定が進んでいない状況を踏まえ、更なる基準の見直しを行う</b>とともに、地域型保育事業が、認可事業となってから10年が経過する中で、連携施設を確保できていない事業者も含めて地域における保育の提供を担ってきたことを踏まえつつ、連携施設の実態等を引き続き把握しながら、不断に見直しの検討を行う。</li> </ul> <p><b>（基準緩和①）「保育内容支援」の基準緩和について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「<b>保育内容支援</b>」については、集団保育の機会の提供という趣旨を踏まえ、保育所等を連携施設とする原則は堅持しつつ、<b>市町村長が保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の特例として、小規模保育事業A型、B型、事業所内保育事業を連携施設として認めることとする。</b></li> </ul> <p><b>（基準緩和②）「代替保育」の基準緩和について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査によると、「代替保育」に係る連携施設を確保できていない事業所は25.0%であり、多くの事業所が対応に苦慮しているものと考えられる。</li> <li>○ 引き続き「<b>代替保育</b>」については保育の安定的な提供のためには必要であるが、この要件を満たせないことを理由に地域型保育事業を実施できず必要な保育提供体制を確保できないことは適当ではないと考えられるため、<b>市町村長が保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を要さないこととする。</b></li> </ul>
------	---

## 子ども・子育て支援新制度に関する経過措置への対応②

令和6年10月17日  
第7回子ども・子育て支援等分科会  
資料6から作成

### (2) 家庭的保育事業における食事の提供に関する経過措置

#### 概要

家庭的保育事業における食事の提供については、子ども・子育て支援新制度施行日から10年を経過する日までの間は、自園調理・外部搬入でなくてもよいこととされている。  
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条)

#### 対応方針

- 制度創設から10年が経過し、ほとんどの事業所において、自園調理又は外部搬入による食事提供を行うことができる。
- このため、令和6年度をもって経過措置を終了する。

### (3) 保育の必要性認定における就労時間の下限に関する経過措置

#### 概要

子どものための教育・保育給付の支給要件のうち、就労時間の要件については、その下限は「48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間」とされているところ、子ども・子育て支援新制度の施行日から10年を経過する日までの間は、経過措置で単に「月を単位に市町村が定める時間」とされている。  
(子ども・子育て支援法施行規則附則第2条)

#### 対応方針

- 制度創設から10年が経過し、多くの自治体において就労時間の要件を48時間から64時間の間で設定できおり、64時間超や48時間未満に設定している自治体は極めて少ない。
- 64時間超に設定している自治体においては、就労時間の下限が高く設定されていることで保育を受けることができない子どもが一定数存在しているものと考えられることから、このまま経過措置を終了することが望ましい。64時間超に設定している自治体は「今年度中に対応可能」と答えていることから、経過措置のうち「64時間」については、令和6年度をもって終了する。
- 48時間未満に設定している自治体においては、経過措置が終了すると、これらの自治体で保育を受けられなくなる子どもが生じることとなる。このため、経過措置のうち「48時間」については、対象は現在48時間未満に設定している自治体に限ったうえで、第3期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である令和11年度末まで5年間延長することとする。  
なお、これらの自治体が5年後の経過措置終了に向けて必要な子ども・子育て支援の整備を進められるよう取り組んでいく。

## **XI.** その他について

# 1. 令和5年度決算検査報告における 指摘事項について

# 令和5年度決算検査報告における指摘事項について (子どものための教育・保育給付交付金関係)

令和5年度決算検査報告において、以下のとおり、子どものための教育・保育給付交付金に係る過大交付の指摘を受けたところである。

市町村においては、制度に対する理解促進に努めていただくとともに、都道府県においても、適正な補助金執行事務の実施について、管内市町村に対して改めて周知願いたい。

また、各自治体における会計監査等において、過大交付等の不適切な補助金執行が発覚した場合には、速やかにご連絡いただきたい。

## ○ 子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費の精算が過大（7件）

- 「講師配置加算」について、必要教員数を超えて、非常勤講師を配置する場合に加算するところ、実際には非常勤講師を配置していなかった等があったもの。  
(必要教員を超えた職員数を配置していれば要件をみたすものとして、誤って加算を認定していた。)
- 認定こども園の「チーム保育加配加算」は、3歳以上子どもに係る必要保育教諭等の数を超えて配置する保育教諭等の数に対して加算するところ、他の補助事業で求められる職員の配置状況の確認が不十分であったことにより、配置人数の不足等があったもの。
- 認定こども園の「学級編制調整加配加算」、「3歳児配置改善加算」、「講師配置加算」は、年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準を補完する職員数を満たした上で、更にそれぞれの加算において求める職員数を満たす必要があるが、年齢別配置基準職員数を補完する職員数を満たしていなかった等があったもの。
- 特例保育において、常時、事業所の運営管理の業務に専従している管理者を配置していない場合、減額調整を行う必要があるが、別の園と兼務していたにもかかわらず、減額調整を行っていなかった等があったもの。
- 認定こども園の「3歳児配置改善加算」、「満3歳児対応加配加算」、「チーム保育加配加算」は、年齢別配置基準職員数を満たした上で、更にそれぞれの加算において求める職員数を満たす必要があるが、入所者の増加や職員の減少により本要件を満たしていない月等があったもの。

## 2. 規制改革関連

# 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」における対応について (保育所を運営する株式会社の事務負担軽減)

- 株式会社が保育所を運営する際に、一部の自治体においては、社会福祉法人会計基準に基づく帳票の提出を求められる実態があることから、保育所を運営する株式会社の事務負担軽減の要望を踏まえ、今年度の経済対策において、以下のとおり対応策を盛り込まれた。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」について（令和6年11月22日閣議決定）抄

第3節 国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

(2) こども・子育て支援の推進

(略) 保育所への配置が求められる常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義、保育所を運営する株式会社が地方公共団体に提出する会計書類に企業会計基準を適用することを可能とする運用方針について、2024年度内に、改めてそれらを周知するとともに、国の相談窓口を設置する。

施策例

・保育所を運営する株式会社の事務負担軽減（内閣府、こども家庭庁）【制度】

- 平成12年3月に、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、企業会計基準に基づく帳票を提出する旨の通知を発出しているところであるが、当該通知の運用が必ずしも徹底されていないことから、**令和7年4月より、こども家庭庁に相談窓口を設置することとする。**

保育所の設置認可等について（平成12年3月20日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）

第1 保育所設置認可の指針

3 認可申請に係る審査等

(3) 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者による設置認可申請

② 社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件

ア～ウ (略)

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。  
なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別紙2の借入金明細書、及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

オ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を運営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。

(ア)～(イ)

(ウ) 保育所を運営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を運営する事業に係る前会計年度末における別紙1の積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を運営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、別紙2の借入金明細書、別紙3の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

## 相談窓口

# 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」における対応について （「常勤保育士」の範囲拡大を通じた保育人材の確保）

- 保育所への配置が求められる常勤の保育士及び短時間勤務の保育士について、今年度の経済対策において、以下の記載が盛り込まれた。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」について（令和6年11月22日閣議決定）（抄）

第3節 国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

（2）こども・子育て支援の推進

（略）保育所への配置が求められる常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義、保育所を運営する株式会社が地方公共団体に提出する会計書類に企業会計基準を適用することを可能とする運用方針について、2024年度内に、改めてそれらを周知するとともに、国の相談窓口を設置する。

施策例

・「常勤保育士」の範囲拡大を通じた保育人材の確保（内閣府、こども家庭庁）【制度】

- 下記の通知において、常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義をお示ししているところであるが、当該定義に基づく運用が徹底されていないという意見があることから、**令和7年4月より、こども家庭庁に相談窓口を設置することとする。**

保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）（令和5年4月21日付けこども家庭庁成育局長通知）（抄）

1 常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義について

最低基準における定数上の保育士について、「常勤の保育士」とは、次に掲げる者をいい、「短時間勤務の保育士」とは次のいずれにも該当しない者をいうものとする。

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
- ② 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

## 相談窓口

本年3月中に、こども家庭庁HP上に設置することを予定している。

## ク 認可保育所における付加的サービスの円滑化

【a：令和6年度措置、b：（前段）令和6年度措置、（後段）令和6年度着手、令和7年度措置、c：令和7年度措置】

「規制改革推進に関する第2次答申（平成29年11月）」を踏まえ、平成29年12月、厚生労働省の事務連絡（「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について（平成29年12月21日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）が発出され、子ども・子育て支援制度上、保育所等が行う、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的保育について、保護者の同意が得られれば上乗せ徴収により実施することが可能である旨が明確化された。

しかしながら、認可保育所において付加的保育を上乗せ徴収により実施する場合、市町村（特別区を含む。以下同じ。）との協議を要し、かつ、体操、体育、スポーツ、ダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字、数等のプログラムが付加的保育として認められるかや、選択制による実施が認められるかが上記事務連絡で示されておらず、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲が不明確であること等の理由から、現状では、確認する限りにおいて、認めている市町村は少数であるとの指摘がある。また、現状では、選択制かどうかにかかわらず、付加的サービスを利用する児童の保護者と当該付加的サービスを提供する事業者との直接契約（以下「直接契約」という。）により実施する場合、当該契約内容を規制する保育関係法令上の根拠規定は無いが、確認する限りにおいて、実施を認める市町村が少数であるとの指摘がある。

こうした現状は、保育所利用率が50%を超え、かつ、長時間保育が多い中、また、保護者の仕事と育児の両立が重要な社会的課題である中、保育所に対するニーズは多様化し、保育（教育を含む。以下同じ。）の質の確保・向上が求められ、認可保育所における付加的サービス（付加的保育を含む。以下同じ。）に対するニーズが一定程度存在しているにもかかわらず、認可保育所のみが良質かつ多様な保育サービスの選択肢が限定されている状況といえる。さらに、認可保育所において、付加的サービスが平日に実施されることにより、休日に児童とその家族が共に過ごす時間をより確保できるとの指摘や、保護者の仕事と育児の両立支援につながるなどの指摘がある。

こうした状況等を踏まえ、利用者起点に立ち、認可保育所における多様で良質な保育サービスの円滑化の観点から、認可保育所において、上乗せ徴収、直接契約にかかわらず、付加的サービスが真に原則実施可能となるよう、以下の措置を講ずる。

（次頁に続く。）

- a こども家庭庁は、市町村に対し、認可保育所における付加的サービスの実施に関して、
- ・ その内容が体操、体育、スポーツ、ダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字、数等（以下「体操等」という。）かどうかにかかわらず、子どもの健全な心身の発達に資する内容であれば、それらに要する費用は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に規定する「特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価」と認められるものであり、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものであれば、こども家庭庁が公表している、子ども・子育て支援新制度に関する「自治体向けFAQ（よくある質問）（第19.1版）」において例示される「公定価格上の基準を超えた教員の配置」や「平均的な水準を超えた施設整備」といった保育の環境（保育士等の人的環境及び施設等の物的環境）に関するものに限定されるものではなく、市町村との協議を経て、上乗せ徴収により認可保育所を運営する保育事業者の判断で実施可能であること
  - ・ また、実施する際には、次の①から⑤までの事項に留意する必要があること
    - ①保護者に当該付加的サービスを利用するか否かに関する選択の自由があり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条に定めるとおり、上乗せ徴収に当たっては、あらかじめ、当該徴収する金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について保護者に明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならないこと
    - ②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める配置基準等や保育所保育指針を遵守すること
    - ③料金設定に当たっては、保護者の経済的負担に配慮すること
    - ④付加的サービスに参加する児童と参加しない児童のそれぞれに適切に対応する必要があること
    - ⑤事故発生時の責任の所在を含め、児童の安全管理を徹底すること
  - ・ 直接契約による場合については、法令上禁止されておらず、付加的サービスの内容が体操等かどうかにかかわらず、保育所保育指針を踏まえた子どもの健全な心身の発達に資する内容であれば、認可保育所を運営する保育事業者の判断で実施することは可能であり、かつ、市町村との協議により承認を得ることは不要であること
  - ・ また、実施する際には、児童及びその保護者に当該付加的サービスを利用するか否かに関する選択の自由があることや、児童の安全を確保する必要があること等に留意する必要があること
- 等について明確化し、周知する。

b こども家庭庁は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条第1項及び第2項の規定に基づき、施設等による報告から都道府県知事による公表までを全国一律でインターネット上で実施するWEBシステムとして、独立行政法人福祉医療機構が運営する「子ども・子育て支援情報公表システム（「ここdeサーチ）」における施設ごとの付加的サービスの実施状況に関する公表について、引き続き、保育事業者に対して当該情報も含めた入力内容の更新を行うよう市町村を通じて依頼する。あわせて、全国の市町村において付加的サービスを円滑に実施できるよう、全国の市町村における付加的サービスの実態を把握するため、aの周知に併せて、次の①から⑫までの事項について整理・明確化することを念頭に置いた市町村に対する調査に着手し、当該結果（具体的な実施事例を含む。）を市町村及び保育事業者に対して周知するとともに、こども家庭庁ホームページで公表する。

- ①実施される付加的サービスの内容（体操等、プログラムの内容を含む。）
- ②配置基準を満たした保育体制の確保
- ③児童の安全管理（事故発生時の責任の所在を含む。）
- ④保育の指導計画への位置付け
- ⑤実施時間（コアタイム内・外）
- ⑥保育所職員一人当たりの負担
- ⑦料金設定（保護者の経済的負担への配慮を含む。）
- ⑧付加的サービスを利用するか否かに関する保護者の選択の自由
- ⑨保護者への説明及び同意取得（説明及び同意取得の範囲及び方法を含む。）
- ⑩付加的サービスに参加しない児童への対応
- ⑪その他不適切な事由（一定期間において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく不利益処分（勧告、改善命令、事業停止命令又は施設認可の取消し）又は子ども・子育て支援法の規定に基づく不利益処分（勧告、命令又は確認の取消し）を受けていること等）の有無及び内容
- ⑫認可保育所における付加的サービスの実施に当たっての市町村の対応（認めること、協議、行政指導等）の有無及び内容

c こども家庭庁は、bの調査の結果も踏まえつつ、認可保育所における付加的サービスの実施の要件等の整理・明確化について、更なる検討を行い、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。

### 3. 秩父学園における「職員派遣事業」について

# 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園における 保育士等への支援について

- 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園は、児童福祉法に基づく国立の福祉型障害児入所施設です。
- 地域の在宅家庭に対して、就学前児童に対する幼児通園療育事業、小学生に対する発達障害児等デイサービス事業を実施するとともに、**保育士等を対象に、幼児通園療育事業を活用した実践研修を行っています。**
- 知的障害児等を支援している**保育所、認定保育園、幼稚園等に対して「発達や行動が気になるお子さんを支援する支援者へのサポート」として、自治体からの依頼を受けて、秩父学園職員を保育所等に派遣し、保育士等を対象とした研修の実施や実際に保育所に出向き、児童の見立てや環境設定等、派遣先が必要としている支援を行っている**ので御活用ください。

**詳細は秩父学園HPをご覧ください。**  
**[\(https://www.rehab.go.jp/chichibu/support/\)](https://www.rehab.go.jp/chichibu/support/)**

## 国立障害者リハビリテーションセンター 秩父学園

秩父学園では、知的障害児(その他発達や行動が気になるお子さん)を支援する支援者の皆さんをサポートします。

### 提供内容



対象：知的障害児等を支援している施設（事業所）、保育所、幼稚園、児童養護施設等の支援者の皆さん。

全国どちらの方でもご相談いただけます。

費用：ご依頼主の負担はありません。

日程：ご依頼主との協議の上調整させていただきます。

※秩父学園への入所やお子さんの支援をお引き受けすることを趣旨とした事業ではありません。支援者の方をサポートする事業であることを、予めご了承ください。

※申込書にご記入の上、郵送またはe-mailでお申し込みください。お問い合わせのみでもかまいません。

サポート受付窓口 担当：秩父学園地域支援課 齋藤・村上(まつがみ)

時間：平日 (9:00～12:00 / 13:00～17:00)

TEL：04-2992-5186

e-mail:chousa-chichibu@rehab.go.jp

## 「配慮が必要な子どもを含めたインクルーシブ保育・教育の啓発」の取組み（愛媛県松山市の場合）

### 松山市の取組

保育所だけでなく、認定子ども園、幼稚園、地域型保育事業、認可外保育施設（企業主導型保育事業含む）も含め、**市内すべての施設を対象に**、配慮を必要とする子どもへの理解を深め、実践する保育士等のサポートとなるよう、**これまでも巡回支援や発達支援実践研修会を開催し**、市内のインクルーシブ保育・教育の啓発を実施。

### 職員派遣によるサポート内容

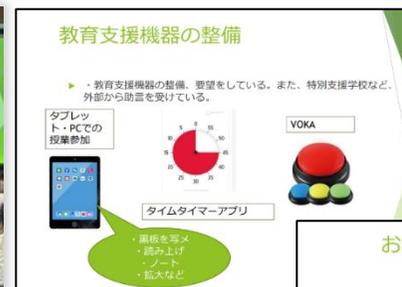
1. 保育所に、秩父学園職員（児童指導員）が訪問して、園児の様子や保育の様子を観察し、園児についての見立てや助言を実施。
2. 市内の保育教諭、幼稚園教諭、保育士を対象に、『配慮が必要な子どもを含めたインクルーシブ保育・教育について』をテーマに、秩父学園職員が講師となり、クラス保育・教育を行う上で配慮すべきこと、関わり方等について、訪問先での様子も踏まえつつ、講義形式の研修を実施。

### 【職員派遣のスケジュール】

- 6月6日 松山市から職員派遣の申込  
「どのような困り事があるのか」「どのような支援を希望されているのか」などの希望や要望を確認後、具体的な支援内容を松山市と調整。
- 11月21日 松山市内のA保育所を訪問  
午前：対象児童2名と、その支援状況や保育環境を観察  
午後：各児童の見立て、今後の支援の提案、助言等（A保育所以外の保育士等も参加）
- 11月22日 前日の訪問での様子も踏まえつつ、「配慮が必要な子どもを含めたインクルーシブ保育・教育について」をテーマに秩父学園職員による講義（参加者：57人）  
（※参加者の内訳：認定子ども園13名、幼稚園4名、保育所27名、地域型7名、認可外5名、その他1名）
- 2月 オンラインによるフォローアップを実施予定



↑研修会の様子



派遣先の希望に  
応じた事例や  
内容で、研修会  
の資料を構成

### お友達の乱暴な言動

- |   |   |
|---|---|
| <b>原因</b> <ul style="list-style-type: none"><li>言葉が不足・すぐに出てこない</li><li>相手の気持ちが理解できない</li><li>上手に聞きたいのに上手に聞けない</li><li>ルールは理解できているが、衝動的に手が出てしまう。</li></ul> | <b>方法</b> <ul style="list-style-type: none"><li>良い言動・良くない言動を明確にする（理解）</li><li>一つ一つの言動に対して、先生と一緒に練習する</li><li>全員の指示の後に個別に指示を出す</li><li>良い言動に注目し、良い評価を伝える回数を増やす</li></ul> |
|---|---|

### 【研修会参加者アンケートより】

- 配慮が必要な子どもに対して、様々な体制を整えていく上で、いろいろなことがわかっているつもりだったが、改めて考えるいい機会となった。
- 写真やイラスト等でお勧めの教材や環境配慮を具体的に教えていただき、参考になった。早速取り入れたい。
- 具体的な支援方法やグッズは小学校に進学する前に保護者にも伝えていきたい。

## 職員派遣を活用した「教育と福祉の連携」について (岩手県陸前高田市の場合)

### 陸前高田市の取組

陸前高田市では、保育所保育士と学校関係者の相互理解を深め、教育と福祉の連携を強化するため、**福祉部局と教育委員会が連携**し、陸前高田市保育会が主催となり、サポート事業を活用し、**保育所保育士と学校関係者を対象とした研修**の一環として、「子育て支援セミナー」を開催。

教育委員会から学校関係者にも参加の呼びかけ、学校関係者から「保護者にも、ぜひ参加を呼びかけたい」との声が挙がり、就学児童及び保育園児の保護者にも幅広く子育て支援セミナーの開催。

### 職員派遣によるサポート内容

1. 保育所保育士、学校関係者、保護者、巡回支援相談員（市内保育所、学校を巡回）を対象に、『発達が気になる子の特性と支援の実践について』等をテーマとした「子育て支援セミナー」をコーディネートするとともにサポート。
2. 保育所に、秩父学園職員（児童指導員、公認心理師・臨床心理士）が訪問し、園児の様子や保育の様子を観察し、園児についての見立てや助言。

### 【職員派遣のスケジュール】

- 4月15日 陸前高田市より職員派遣の申込み
- 4月20日 電話により打ち合わせ
  - ・どのような困り感があるのか
  - ・どのような支援を希望されているのか
  - ・職員派遣による支援の検討
- 5月31日 B保育所を訪問
  - 午前：対象幼児3名と、その支援状況や保育環境を観察
  - 午後：各児童の見立て、今後の支援の提案、助言等をフィードバック
- 6月1日 「子育て支援セミナー」の開催  
秩父学園職員による講義、有識者による講演
- 9月12日 Zoomによるフォローアップ

令和6年度  
陸前高田市保育会  
子育て支援セミナー  
～子どもの発達のこと、支援のこと～

【日時】令和6年6月1日(土)13:30～17:00  
【場所】陸前高田市コミュニティホール シンガポールホール  
【講師】①13:30～15:00  
「発達が気になる子の特性と支援の実践について」  
国立障害者リハビリテーションセンター 秩父学園  
園長 鶴田(療育支援課)  
保健士 星野氏(心理療法士)  
②15:00～17:00  
「発達障害のある子の子育てを経た今、思うこと」  
～親を変えれば、子どもは変わる～  
横口亜希子個人事務所 代表  
(発達障害をきっかけとした  
キャリアコンサルタント)  
横口 亜希子氏

【お問い合わせ】陸前高田市保育会

### 【子育て支援セミナー 参加者アンケートより】

- 具体的アドバイスでとても参考になりました。自分自身の振り返りにもなりました。(保育所職員)
- 教育と福祉の連携が進むようにできることを探りたいと思います。(教員・学校関係者)
- 子ども達への接し方や、親の支えや寄り添うことが大事だということが改めて実感しました。実際の経験からのお話だったので、とても分かりやすかったり、共感できました。(保護者)

### ←セミナーチラシ

→  
観察後のフィードバック  
(見立て・助言)の様子



### 【子育て支援セミナーを企画した熊谷保育所所長・陸前高田市 保育会会長より】

日頃、保育士から「子どもへの対応に困っている」との声があり、気になる子の支援について学びたいという思いから、保育者へのアドバイスとスキルアップにつなげる研修会にしよう企画しました。子どもが持っている力を発揮できるように支えるという意識が持て、また、教育との連携、保護者との共有も図ることができ、意味のある研修会になりました。

## 町内の子育て関連施設の支援力の更なる向上を目指す (岡山県奈義町の場合)

### 奈義町の取組

奈義町は、「子育て応援宣言」、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、様々な子育て支援を整備し、令和元年には合計特殊出生率2.95を達成するなど、若い世代の定着と出生数の維持を実現している。幼保連携型認定こども園「奈義町立なぎっ子こども園」を中心に、小、中学校やなぎチャイルドホーム（子育て等支援施設）、放課後児童クラブ等において、「保護者の障害受容」について研修を行い、町内の子育て支援力の更なる向上を目指す。

### 職員派遣によるサポート内容

1. 関係施設の職員を対象に、『ありのままを受け止めるということ ～気になる行動を保護者にどのように共有していくか～』をテーマに、秩父学園職員が講師となり、職員研修を実施。
2. なぎっ子こども園に、秩父学園職員（児童指導員、公認心理師・臨床心理士等）が訪問し、園児の様子や保育の様子を観察し、園児についての見立てや助言。

### 幼保連携型認定こども園「奈義町立なぎっ子こども園」

- 令和6年4月に保育園、幼稚園2園を統合して、定員250名の「なぎっ子こども園」を整備  
敷地面積 約8,600㎡ 園舎床面積 2,636㎡
- 異年齢交流など多目的な活動ができる空間、全長100mの「ナギミチ」を整備
- 給食費完全無償、おむつのサブスク、ALTによる英語タイム等独自の取組を実施

### 【スケジュール】

- 7月29日 奈義町より職員派遣の申込み  
8～9月 メール・電話にて打ち合わせ  
・どのような困り感があるのか  
・どのような支援を希望されているのか  
・職員派遣による支援の検討  
10月10日 「子育て支援セミナー」の開催  
秩父学園職員による講義、有識者による講演  
10月11日 なぎっ子こども園を訪問  
午前：児童及び支援状況等を観察  
午後：各児童の見立て、今後の支援の提案、助言等  
1月31日 Zoomによるフォローアップ

### 【実施概要】

- ① 療育施設等につながない園児への支援の在り方と接続の方法  
←『ありのままを受け止めるということ～気になる行動を保護者にどのように共有していくか～』をテーマに、秩父学園職員が講師となり、職員研修を実施
- ② 個別支援における職員の悩みや手立てのアドバイス  
←認定こども園に、秩父学園職員が訪問し、2～5歳児より各1名の様子観察及び聞き取りを行った上で、各児童の見立てと支援案の助言。  
1月に支援経過のフォローアップを実施

←  
なぎっ子こども園  
→  
職員研修の様子

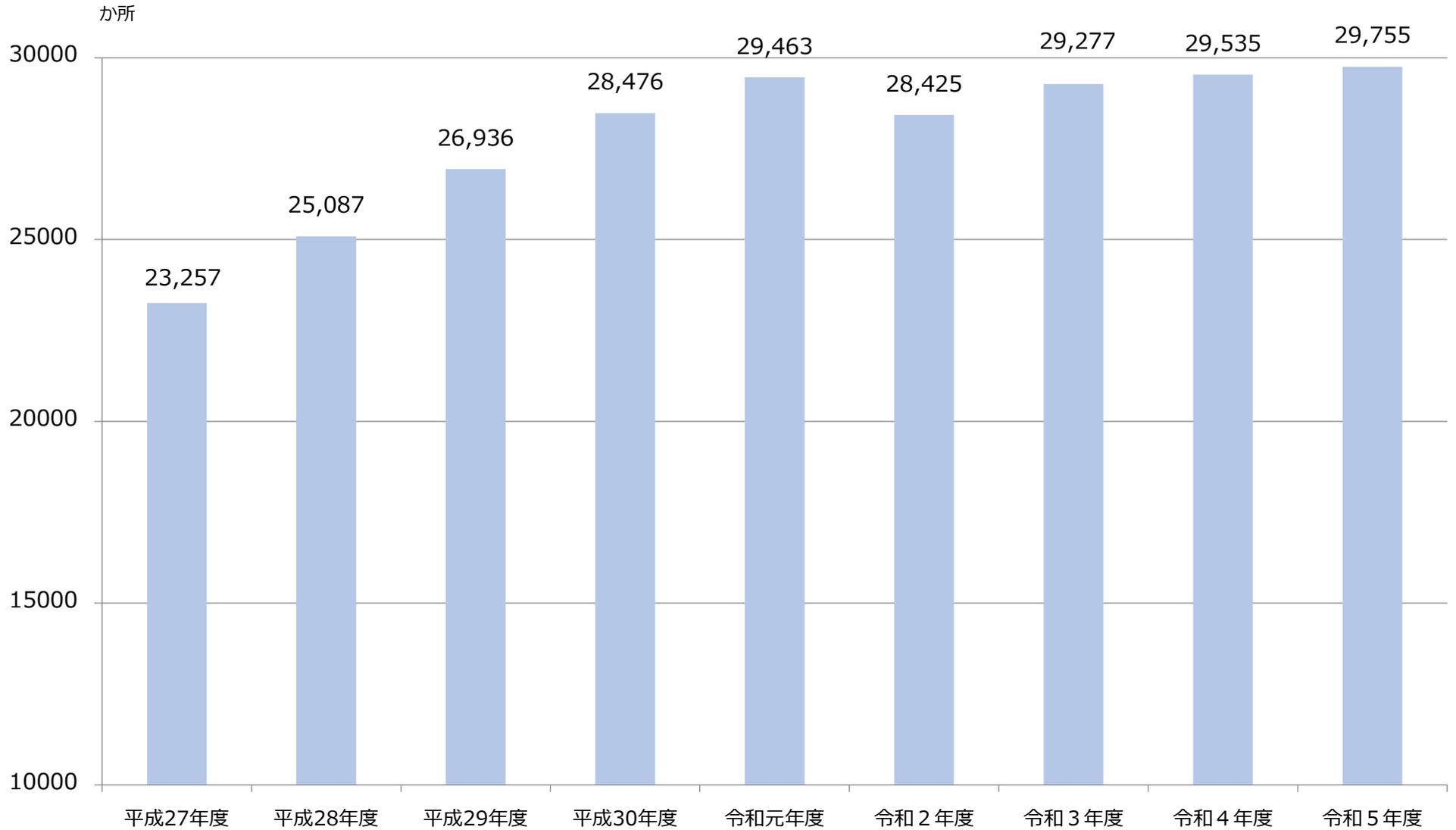
→  
観察後のフィードバック  
(見立て・助言)の様子



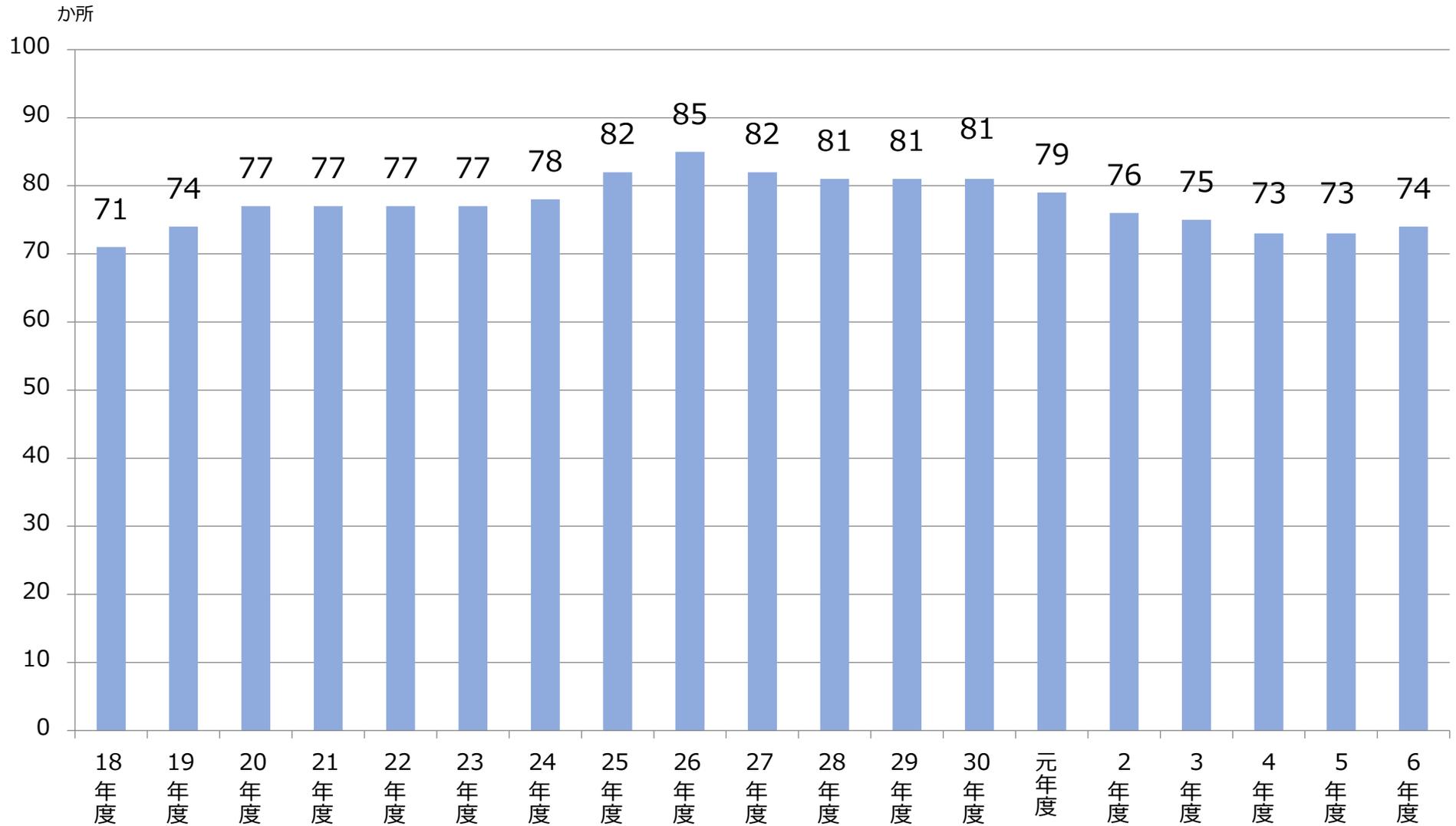
## 4 .延長保育等実施状況調査の実施について

# 延長保育事業の実施状況の推移

## 実施か所数

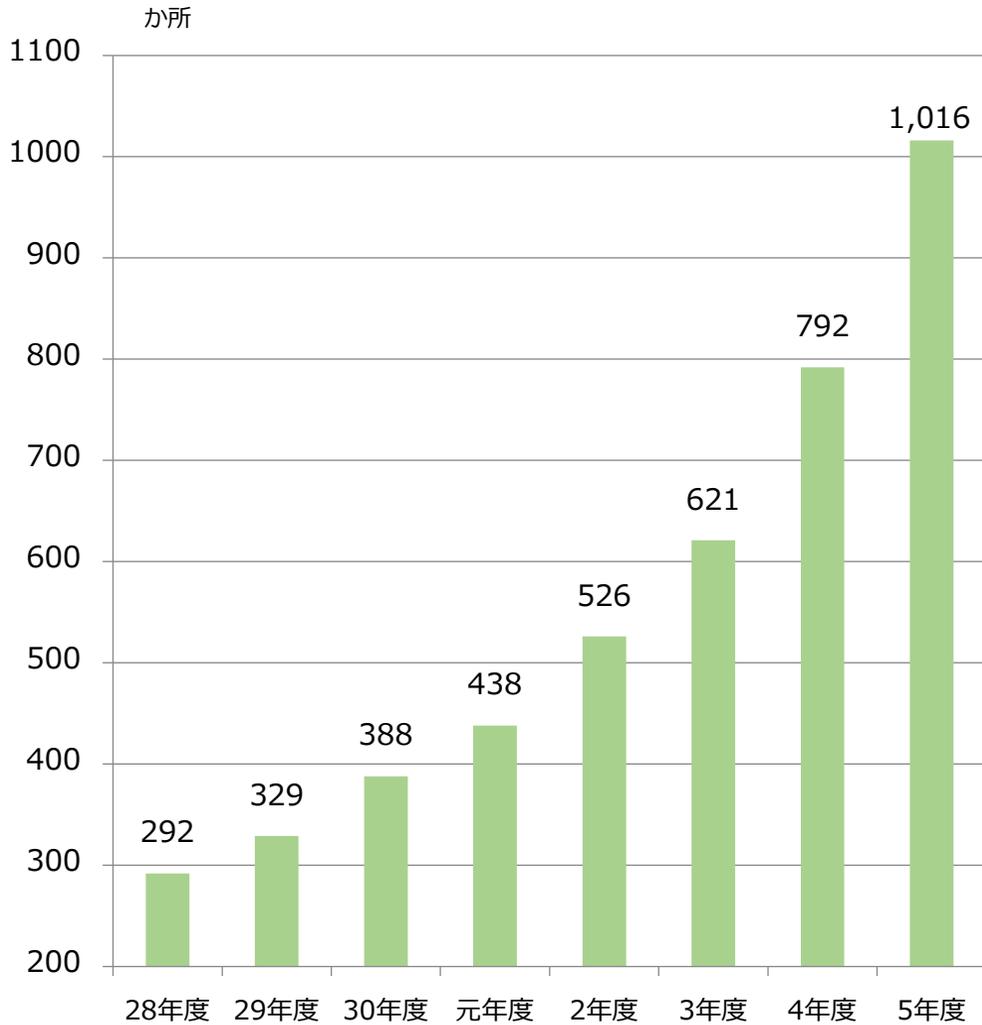


# 夜間保育所の設置状況の推移

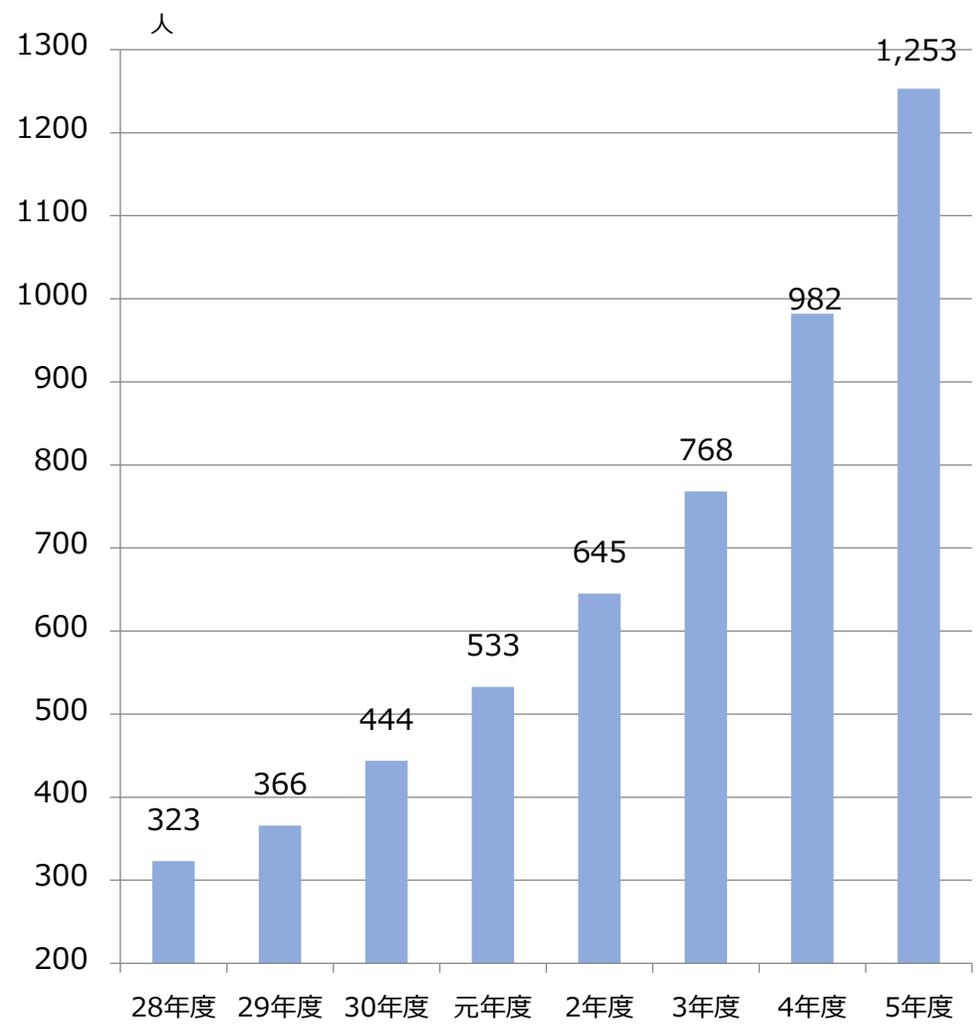


# 医療的ケア児の受入れ状況の推移

## 医療的ケア児を受入れている施設数



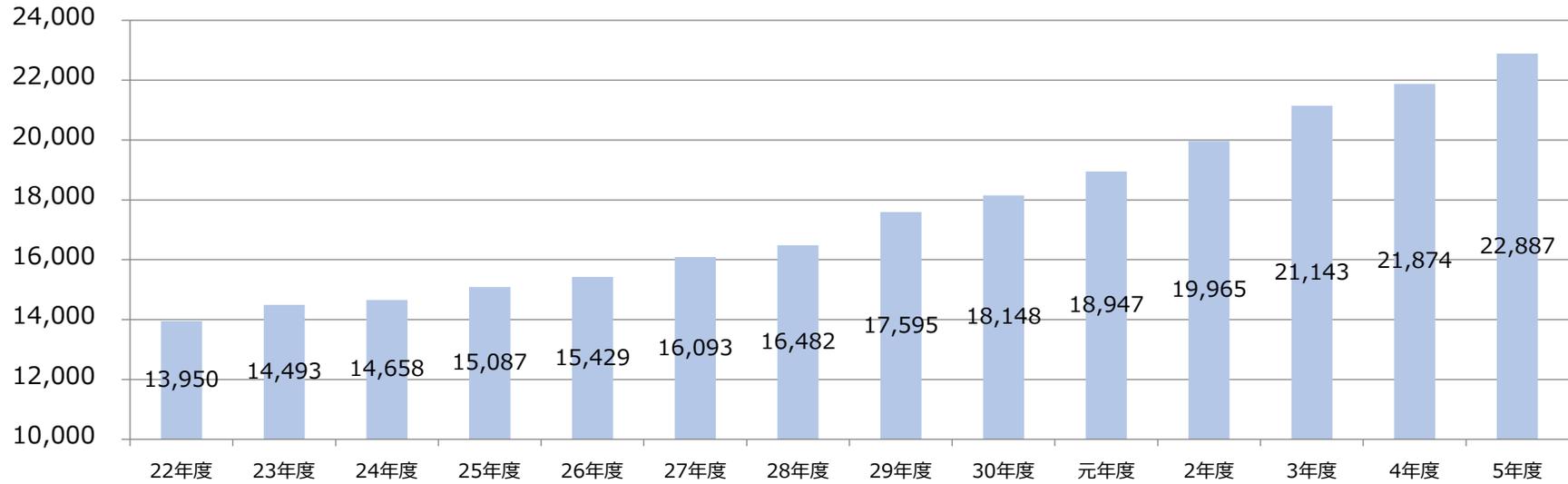
## 医療的ケア児の受入れ状況



# 障害児保育の実施状況の推移

## 実施か所数

か所



## 実障害児数

人

